3月3日(水)

令和3年3月3日(水曜日)

午前10時0分開議

```
員 (37名)
出席
       議
  1番
        有
            出
                浩
                          (郷中の会)
  2番
        坂
            本
                康
                    郎
                          (公明党宮崎県議団)
  3番
        来
            住
                __
                    人
                       (日本共産党宮崎県議会議員団)
        武
  5番
            田
                浩
                    __
                          (宮崎県議会自由民主党)
  6番
        山
            下
                    寿
                               同
                                     )
                          (
        窪
                          (
                               司
                                     )
  7番
            薗
                辰
                    也
  8番
        脇
            谷
                のりこ
                          (
                               百
                                     )
                                    )
        佐
            藤
                               同
  9番
                雅
                    洋
                          (
 10番
        安
            田
                厚
                    生
                          (
                               同
                                     )
        内
                理
                    佐
                          (
                                    )
 11番
            田
                               同
                    夫
            髙
                利
                                     )
 12番
         日
                               同
                裕次郎
 13番
        丸
            Ш
                          (
                               己
                                     )
            師
        义
                博
                    規
                          (無所属の会 チームひむか)
 14番
        重
            松
                幸次郎
                          (公明党宮崎県議団)
 15番
        前屋敷
                    美
 16番
                恵
                       (日本共産党宮崎県議会議員団)
 17番
        渡
            辺
                    創
                          (県民連合宮崎)
        岩
 18番
            切
                達
                    哉
                          (
                              司
                                     )
        中
            野
                    則
                          (宮崎県議会自由民主党)
 19番
                __
 20番
        横
            田
                照
                    夫
                          (
                               百
                                     )
        外
                                     )
 21番
            Щ
                    衛
                          (
                               司
 22番
        西
            村
                    賢
                          (
                               己
                                    )
 23番
        Щ
            下
                博
                    三
                          (
                               同
                                    )
 24番
        右
                    央
                          (
                               同
                                     )
            松
                隆
        野
            崹
                    士
                                    )
 25番
                幸
                          (
                               己
 26番
         日
            髙
                陽
                               同
                紀代子
 27番
        井
            上
                          (県民の声)
            野
                哲
                          (公明党宮崎県議団)
 28番
        河
                    也
                雄
                          (県民連合宮崎)
 29番
        田
            П
 30番
        満
            行
                潤
                          (
                               百
                                    )
                    海
                                     )
 31番
        太
            田
                清
                          (
                               同
 33番
        日
                博
                    之
                          (宮崎県議会自由民主党)
            高
            砂
                    守
 34番
        濵
                          (
                               己
                                     )
                    之
                                     )
 35番
            見
                康
                          (
                               同
                                    )
 36番
        星
            原
                    透
                          (
                               百
                    三
                          (
                                    )
 37番
        蓬
            原
                正
                               同
        井
            本
                英
                    雄
                                    )
 38番
                          (
                               同
        徳
                忠
                    夫
                                    )
 39番
            重
                               同
欠
   席
       議
            員
              (1名)
 32番
        坂
            П
                博
                    美
                          (宮崎県議会自由民主党)
```

地方自治法第121条による出席者 事 知 河 野 俊 嗣 副 知 事 郡 司 行 敏 副 知 事 永 Ш 寬 理 総 合政策部 長 渡 邊 浩 司 務 部 長 総 吉 村 久 人 危機管理統括 監 藪 田 亨 福 祉 保 健 部 長 渡 辺 善 敬 環 境森林 部 長 佐 野 詔 藏 商工観光労働部長 浦 康 松 直 大久津 農 政水産 部 長 浩 久 土 整 備 部 長 明 利 県 浩 管 者 숲 計 理 大 西 祐 長 井 手 企 業 局 義 哉 長 病 院 局 秀 彦 桑 Ш 財 政 課 長 渉 石 田 教 育 長 隈 俊 郎 日 本 長 警 察 部 团 部 文 彦 代表監査委 員 緒 方 文 彦 男 人事委員会事務局長 小 田 光 事務局職員出席者 事 務 局 長 鲁. 濹 保 彦 事 務 局 次 長 内 野 浩 一朗 議 事 課 長 児 玉 洋 長 政 策 調 査 課 日 吉 誠 議 事 課 長 補 佐 鬼 Ш 真 治 担 当 議 事 主 幹 関 谷 幸 事 野 課 主 査 |||有里子 議 事 課 主 杳 井 尻 議 隆 太

◎ 一般質問

〇丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及 び議案・請願の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) おはようご ざいます。早速、質問に入ります。

県内のコロナ感染者は、2月に入り、つるべ落としと言ってもいいほどに大きく減少しております。これは、緊急事態宣言の成果であります。知事の英断の結果であります。私も評価をいたします。

それで、トップリーダーの決断とはいかなる ものであるのか、知事にお尋ねいたします。

以下の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) 〔登壇〕 おはようございます。

お答えします。トップリーダーとしての決断であります。

県政運営を担う者として、私は、今回の新型コロナウイルスへの対応など前例のない事態や危機事象が発生した場合に、県民の皆様に広がる不安等を払拭するため、ぶれることなく明確なビジョンや戦略を示し、分かりやすくメッセージを発信すること、目標を共有し断固実行すること、そして、結果に対ししっかりと責任を持つこと、このような点を意識して、リーダーとしての務めを果たしてまいりたいと考えております。

事案によっては、決断の過程で様々な意見や 課題があることを、県民の皆様に丁寧に説明 し、時間をかけて対話を重ね合意形成を図る必要がある場合もございます。知事就任以来、こうしたことを心がけて取り組んでまいりました。

今後とも、県民の皆様はもちろんのこと、県議会や市町村、関係団体の皆様との対話を心がけ、様々な声に真摯に耳を傾けつつ、必要な場面では逡巡することなく果断に決断し、県政運営に当たってまいりたいと考えております。以上であります。 [降壇]

〇中野一則議員 今回の宣言、先ほど言いましたとおり、大変すばらしい効果がありました。

先ほどは決意とか、対話をしていく、耳を傾けて取り組んでいくというお話でありましたが、4波、5波というのがあるかもしれない。ないに越したことはありませんが、そのための教訓とか参考になるようなことがあれば、それも教えていただきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 緊急事態宣言の発出 後、外出自粛や営業時間の短縮など、県民や各 事業者の皆様の適切な行動変容のおかげで、感 染が急速に鎮静化し、宣言の発令は非常に大き な効果があったものと考えております。議員に も評価いただき、大変ありがたく思っておりま す。

新型コロナウイルスは大変厄介なウイルスでありますが、人と人との接触機会を極力減らすことにより、感染の機会を徹底的に減らせば、感染拡大を防止できることを改めて実感したところであります。

一方で、宣言の発令に伴い、県民生活や地域 経済に多大な影響を与えたことも事実でありま す。今後は、そうした感染状況にならないよう にすることが重要であると考えております。

このため、今回の経験も踏まえ、「みやざき

モデル」を標語としました感染対策実践例の普及啓発の強化、そして、早期探知のための、接待を伴う飲食店の従業員等や高齢者施設の職員への検査、また、感染警戒区域や感染急増圏域を早期に設定することを検討する、こうしたことに取り組みまして、感染を早期に封じ込め、「感染症に強い社会」を築いてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 みやざきモデルを大いに発揮して、とにかく感染を防いでほしいと、このように思っております。

次に、国文祭・芸文祭について質問いたします。

これもコロナに関係する質問になるわけですけれども、残念ながら、昨年開催の予定が今年に延びております。これは、もともと記紀編さん1300年記念事業の集大成としての国文祭・芸文祭であったわけです。これの延期になった理由を、改めて知事にお尋ねしたいと思います。

また、主催者が県とか文化庁とかいろいろありますが、その決定にはどこが大きく関わったのか、それも含めて知事に御答弁願いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 国文祭・芸文祭につきましては、昨年6月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、開催の準備や実施体制が十分に整っていないという状況を踏まえて、主催者であります文化庁、厚生労働省、県、この三者が協議して、大会の延期を決定したところであります。

○中野一則議員 いよいよ今年開催するわけで ありますけれども、何が何でも、ぜひ開催して いただきたいと。主催者が文化庁、厚労省と県 ということでしたが、文化庁、厚労省を説得し てやっていただきたい。 今、国はコロナに一生懸命で、この一生懸命 ということは、何が何でも7月からのオリン ピックの開催をということが大きな狙いだと 思っているんですよね。

この前の新聞のアンケートによりますと、オリンピック・パラリンピックの中止はやむを得ないというのが49.1%もあるんですよ。そこで、オリンピック次第では、国文祭・芸文祭もどうなるのだろうかという心配をいたしております。それを越してでも、開催をお願いしたいと思いますので、今度は国文祭・芸文祭開催の決断について、知事にお尋ねしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 国文祭・芸文祭の重要性を考えますと、万全な感染対策を講じながら、感染状況に適切に対応して開催したい、そのような思いで現在準備を進め、今年度、大会本番に向けた機運の醸成を図るため、「さきがけプログラム」を県内各地で開催しておるところでございます。

文化芸術というものは、私たちの心を癒や し、励ましてくれるもの。人と人とが分断され、先の見えない苦しい状況が続いている今こ そ、コロナ禍の中でこの大会を開催する意義 を、改めて感じているところであります。

この大会を、新型コロナにより大きな影響を 受けた本県にとりまして、前に進む勇気や希望 の光にあふれた大会にしたいと考えておりま す。

○中野一則議員 知事が開催する決意が非常に ありありと分かりました。今、言われましたと おり、文化・芸術で国民に希望の光が届くよう に、ぜひ開催を重ねてお願いしたいと思いま す。

それで、関係者からの要望がありました。

今、コロナワクチンの優先接種は、医師団とか 医療機関とかが優先してありますが、一般に なった場合、優先順位というのは何も決まって いないということを聞いております。そういう 中であっても、この国文祭・芸文祭に関係する 人、特に出演者には優先して接種をお願いして ほしいという要望がありました。特に演目に よっては、コーラスとかミュージカルとかオペ ラ、演劇、こういう人たちは、早くから準備し て練習をする。そして、声を出さないと練習に ならんわけですよね。声を出すとか云々という のが、コロナで一番いけないんですが、その上 からも、ぜひ優先してワクチンを接種して、準 備をしたいという要望でありましたから、その コロナワクチンの優先接種ができるように、知 事にお願いしたいと思います。どうぞよろしく お願いします。

○知事(河野俊嗣君) 国文祭・芸文祭の成功の鍵も、主役である出演者、開催を支える関係者の皆様にあると考えております。感染防止対策の徹底を行っていくこと、さらにはワクチン接種も円滑に進めていくことが重要な課題であると認識しております。

しかし、この肝腎のワクチンでありますが、 県民全員分が一気に供給されるものではなく、 順次供給されることとなっております。国とし ましては、重症化リスクの大きさ等を踏まえた 接種順位を定めて、その順に従って接種を進め ていくこととされております。

具体的には、まず医療従事者等、次に高齢者、そして基礎疾患のある方、高齢者施設の従事者、60歳から64歳の方々への接種を行い、その後に「これら以外の方々」への接種を行うこととしております。

この最後のカテゴリーであります「これら以

外の方々」の中には、年齢や職種によって様々なお立場がありますので、これも様々な検討が必要であると考えておりまして、今の御指摘も踏まえながら、国や市町村と丁寧に意見交換を行ってまいります。

○中野一則議員 最終的には市町村の判断もあるのだろうと思いますので、そのあたりの優先接種ということを──この国文祭・芸文祭、今さっき言った演目は市町村からの出し物ですので、市町村を大いに指導していただきたいと思っております。よろしくお願いしておきます。

次に、農政について、これは全て農政水産部 長にお尋ねしたいと思います。

まず、農協合併ですけれども、今、農協合併について、各JA、一生懸命取組をされているようでありますので、まずはこの合併の目的とか合併の形態とか、いつ設立する目標なのかということを、農政水産部長にお尋ねします。

〇農政水産部長(大久津 浩君) 農家の高齢 化や担い手不足、国際化の進展など、農業を取り巻く環境が大きく変化する中、JAグループ 宮崎では、組合員サービスの維持向上を目的 に、「県域JA構想」の検討を進めていると 伺っております。

この構想では、生産基盤の維持・拡大や営農 指導の充実、生産コストの抑制や物流体制の再 構築など、営農面をはじめ、金融・共済機能の 強化や業務執行の効率化など、JAの事業全般 にわたります高機能化を図るため、県内の13 J Aと中央会・連合会が一つの組織となることを 目指しております。

また、この構想に取り組むことを決議されました平成30年11月の「J A宮崎大会」から5年以内に「県域J A」を設立することを目標とさ

れております。

○中野一則議員 合併するからには、誰かのために合併するわけですよね。誰のために合併するのかを教えてください。

〇農政水産部長(大久津 浩君) 農業協同組合法には、JAは農業者の協同組織であり、組合員に最大の奉仕を行うことを目的として、農業所得の増大に最大限の配慮をして事業を行う旨が規定されております。

これは、「県域JA構想」におきましても共通する理念であり、まずは組合員たる農業者の経営安定や所得向上が最大の目標であり、その手段といたしまして、組織統合による経営基盤の強化や経営健全化を目指されるものと理解しているところでございます。

○中野一則議員 誰のためにと言いましたが、いわゆる農協法の第1条の目的にかなったことで、言うなれば、農家組合員のためと、農業の発展のためというふうにお伺いしました。そのための合併であると。当然のことだと思いますので、そういうことで進められるだろうと思っております。

また、連合会の取扱いはどうなるんだろうかということで質問したかったんですが、既に県下13JAと連合会をまとめてということでしたので、連合会はJAのスタートと一緒ということになるんですか。

〇農政水産部長(大久津 浩君) 県域JA構想では、県内の13JAが一つの組織となった後に、連合会の事業や組織を包括的に承継するとの方針が示されております。その時期や手順につきましては、今後、組合員や各地域の意思を反映させながら、検討が進められるものと承知しております。

なお、共済連につきましては、現在、全国連

合会の県本部という位置づけでございますので、全国連合会及び設立後の県域JAにおきまして、今後の体制が検討されるものと考えております。

○中野一則議員 経済連は、既に全国連ということですから、どうにもならないと思うんですけれども、中央会、森連、経済連、畜連とかそういうものは一緒にということでしょうが、13 J Aが一つにまとまった後に、遅れて包括して連合会も合併していくという形になるということですね。分かりました。

次に、合併を進めていけば、いろんな課題が あると思うんですよね。そういう課題が、今、 見えておれば教えていただきたいと思います。

〇農政水産部長(大久津 浩君) 県域JA構 想の実現に向けましては、JA間の合意形成 と、実務の調整が重要と考えております。

合意形成に当たりましては、それぞれのJAが総代会におきまして参加の可否を判断することとなりますので、組合員一人一人が、目指すべき将来像や経営展望等について十分理解されるよう、丁寧な説明が求められるところでございます。

また、実務面では、県域JA設立後の円滑な 業務運営に向けまして、会計業務とかシステム の統一、あるいは職員の給与水準等についての 調整が必要と考えております。

○中野一則議員 分かりました。

合併に向けてのそういう課題を含めて、県は 合併に対してどういう見解を持っておられるの か、そしてまた、県は、農協をいろいろと調査 もされ、検査をされておるわけですので、いろ いろと指導する立場でもあると思うんです。そ のあたりのことをお尋ねしたいと思います。

〇農政水産部長(大久津 浩君) 農業を取り

巻く情勢の変化に加えまして、金融緩和策の長期化、さらには流通の高コスト化など、JAの事業環境が大きく変化していることを踏まえますと、JAグループが県域JA構想に自主的に取り組まれることは、時宜にかなった合理的な判断であろうと考えております。

県といたしましては、構想実現に向けたJA間の合意形成や実務の調整につきまして、当事者である各JA、中央会、連合会において、作業が円滑に進むよう注視してまいりたいと考えております。

また、農業協同組合法に定めます手続、具体的には、合併契約の締結や総代会の決議、その他の法的手続につきましては、監督庁といたしまして、必要な助言・指導をしっかり行ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 合併後のJAがスムーズにいくように、合併に向けての指導をしていただきたいと思っております。

次に、農協経営の状況についてお尋ねしていきたいと思いますが、まず、現在の農協の財務状況なり経営状況というのは、いかなる状態なのかを教えていただきたいと思います。

〇農政水産部長(大久津 浩君) 各JAの令和元年度決算における主な財務指標の一つであります自己資本比率については、平均で17.76%となっておりまして、金融機関の財務の健全性の目安でございます、「BIS規制」に定める国際基準値の8%を上回る状況となっております。

また、事業収支は、全JA合計で8億6,400万円の黒字となっているところでございます。

このような中、各 J A におきましては、近年、組合員数の減少や融資残高・共済保有残高 の減少といった経営環境の変化に対応し、施設 の統廃合など、事業運営の持続性確保のための 取組が進められているところでございます。

○中野一則議員 非常に自己資本率もすばらしく、また、8億円を超える収支が黒字としてあるようでありますが、そういう中で、金融再生法に基づくJAの不良債権の比率というのがどういう状態なのかを教えていただきたいと思います。

〇農政水産部長(大久津 浩君) 令和元年度 決算時の不良債権比率は、県内JAが平均 で3.82%、JA宮崎県信連が0.36%となってお ります。

また、県内主要金融機関の不良債権比率は、1.5%から3.9%程度の範囲にございまして、JAと他金融機関とを比較いたしましても、おおむね同程度の水準にあるものと考えているところでございます。

なお、JAの不良債権につきましては、物的 担保や公的機関の債務保証、あるいは貸倒引当 金により保全が図られておりまして、保全率 は98.11%となっております。

〇中野一則議員 ほかの金融機関と比べても、 というお話でありましたが、数字的にはJAの 平均が3.82%、信連が0.36%、県内の金融機関 が1.5%からというお話でありましたから、それ に比べると、やや高いという気がしないでもな いですね。

不良債権の中にもいろいろランクがあるわけですけれども、破産更生債権及び準ずる債権というのが、私が事前に調べた中では、15億5,000万円あります。これは非常に回収の厳しい債権だと思うんですよね。

それで、これは合併前に整理しておく必要があるのではなかろうかなと思っておるんです。 整理するには、JAでは組合員との勘定関係が あって、保証人との関係もあって、なかなか難 しい面があるんですよ。この整理について は、15億ですから、県が支援する必要があると 私は思っております。そのあたりのことを、知 事にお尋ねしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘がありました不 良債権は、破産、会社更正、再生手続等により 経営破綻に陥った債務者に対する債権でありま す。

こうした不良債権が経営の健全性に及ぼす影響につきましては、金額の大小にかかわらず、様々な財務指標との比較によって判定されるものであります。不良債権の整理の是非につきましても、県域JA構想を進める中で、各JAあるいはJAグループが自主的に判断されるものと考えております。

県としましては、各JAが不良債権の整理を 進める場合は、会計処理に関する技術的助言を 行うなど、監督庁として必要な支援を実施して まいります。

○中野一則議員 JAが自主的にすべきものと
──当然だと思うんですよね。そこを、基幹産業は農業ですから、そういう不良債権を引き継がない形でJAの合併を進めていくと──それが一番理想的だと思うんです。だから、15億5,000万円という不良債権があるわけですから、県も予算的に何か、単なる助言じゃなくて予算で何とか支援をしていただきたいと、要望しておきたいと思います。

次に、農業経営収支保険、いわゆる収入保険 のことでお尋ねします。

これは、全国農業共済組合連合会、いわゆる 農済が管理する保険でありますけれども、経営 上の全てのリスクに備えるセーフティーネット として、平成31年1月に開始して2年経過いた しました。

それで、県内の加入状況がどのような状況か ということを、農政水産部長にお尋ねしたいと 思います。できたら、加入対象者もどのくらい あるのかということも含めて答弁願えればあり がたいと思います。

〇農政水産部長(大久津 浩君) 農業経営収入保険は、主に耕種部門の農業経営者のうち、所得税青色申告を原則として5年以上継続している方が対象となりますが、先般公表されました2020年農林業センサスによりますと、本県で青色申告を行っている経営体は、畜産部門も含めて8,269件となっておりまして、このうち収入保険の要件を満たす経営体が加入対象者数になると考えております。

また、加入状況につきましては、県の推進主体であるNOSAI宮崎において、令和4年度までの目標を2,130件としておりましたけれども、令和2年12月末時点で2,363件と目標を既に達成しており、全国で比較いたしますと、全国で加入件数は順位的には5番目、九州では1番目となっております。

これを主要品目別に見ますと、加入者が多い順に、その経営体数は、キュウリ418、水稲341、ピーマン192、カンショ189、マンゴー136の順となっております。

○中野一則議員 青色申告をしている人が対象ですから、かなりの人が加入対象者になると。 全国でも5位に入る達成率ということで、すばらしい状況でありますが、県はこの加入目標をどのくらいに立てておられるかもお尋ねしたいと思います。

〇農政水産部長(大久津 浩君) 第八次農業 ・農村振興長期計画の案におきましては、農業 セーフティーネットの強化を重点施策の一つに 掲げておりまして、農業経営収入保険の目標 を、令和7年度までに3,300件としております。

県におきましては、制度創設当初から加入推 進に取り組んでいるところでございます。特に 今年度は、県域及び県内8地域での「収入保険 推進協議会」による戸別訪問、さらには7月補 正予算を活用いたしまして、生産者グループの 勉強会の支援等によりまして、制度の理解と集 団加入の意識の醸成を進める事業など、様々な 対策を講じ、加入拡大を図ってきたところでご ざいます。

一方で、毎年掛け捨てとなる一部保険料につ きましては、負担を感じておられるといった様 々な意見があることも承知しておりますけれど も、国では、令和4年度を目途といたしまし て、制度の在り方等について検討を行うことと されております。まずは、その検討状況をしっ かり見極めてまいりたいと考えているところで ございます。

県としましては、国に対し、農業者の負担感 が解消され、さらなる加入促進につながるよ う、制度の見直しを今後も求めてまいりますと ともに、県の支援の在り方につきましても検討 を加えてまいりたいと考えております。

〇中野一則議員 第八次農業・農村振興長期計 画では3,300経営体が目標ということで、今、御 答弁がありました。

今までは順調にいって、全国でも5番に入る 成績でありますけれども、これからは非常に大 変だと思うんです。今、県の支援の在り方も、 ということでしたので、ぜひ、県も支援をして いただきたいなと思うんです。

それで、私が調べた中では、全国の支援の状 況は――これは令和2年度ということですが ――27都道府県のうちで84市町村、このうち宮

※ このページに訂正発言あり

崎県内では日南市と串間市も支援をしておりま す。

それから、県そのものが支援しているのは、 福島県、新潟県、滋賀県の3県であります。ま だ少ないですけれども、県も何とか支援をとい う話でしたが、ぜひ支援に向けて取り組んでい ただきたいと思うんです。

もう一度、支援について農政水産部長にお尋 ねしたいと思います。

○農政水産部長(大久津 浩君) 御指摘のと おり、農林水産省経営局長から各都道府県知事 に対しまして、2月16日付で「新型コロナウイ ルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した 農業経営収入保険の保険料等補助について」の 依頼文書が発出されたところでございます。

これは、保険料等補助を実施いたしました、 今の議員の御指摘のとおり、福島県、新潟県、 滋賀県の3県や、全国では83の市町村におきま して、加入者数の増加に一定の効果が見られた という判断の下、各都道府県に対しまして、検 討が依頼されたものと考えております。

県におきましては、収入保険に継続的に加入 していただくには、農業者自らが納得して選択 していくことが大変重要と考えております。N OSAI宮崎をはじめ、関係機関・団体と連携 いたしまして、制度の理解や加入意識の醸成等 に取り組んでいるところでございまして、この 結果が、先ほど申し上げましたような全国上位 の加入実績になったものと考えております。

今後とも、これに甘んじることなく、加入推 進に向けましては、効果的な方策について、 しっかり検討を進めてまいりたいと考えており ます。

○中野一則議員 今、全国で83市町村と言われ ました。私は、さっき84と言いましたので、間 違っておれば訂正をしておきたいと思います。

地方創生臨時交付金の活用ということで、農 林水産省の経営局長から知事宛てに文書が来て いますよね。今、そのことを部長が言われまし た。

これは、支援はどうかという文書ですから、 これの決断は知事だと思うんです。知事の決断 をお願いしたいと思います。御答弁お願いしま す。

○知事(河野俊嗣君) 先ほど部長も答弁しましたように、この制度を活用するには、収入保険に継続的に加入していただく、そのためには、農業者自ら納得して選択していただくことが重要であると考えております。

これまで様々な形で加入の促進に取り組んできたところでありまして、この農水省の文書につきましては、市町村に対して、先月末、周知を図ったところであります。その取扱いについては、それぞれの市町村において判断されるものと考えておるところであります。

県におきましては、今後とも加入促進に向けて、様々な形で取組を進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 県段階で、これを活用して支援しているところもありますので、ぜひそういうことで御検討願いたいし、既に市町村へ働きかけているということも言われました。ぜひ、市町村段階での支援ということも含め、地方創生臨時交付金の活用ということも含めて、再度、御指導願えればと思っております。よろしくお願いしたいと思います。

次に、環境行政についてお尋ねしていきたい と思います。

まず、宮崎県環境整備公社、いわゆるエコプ ラザの問題であります。 これは、実は平成25年2月議会でくどく質問した経過もあります。それとの繰り返しになるところもあると思いますが、よろしくお願いしておきたいと思います。

いわゆる産廃処理の公共関与を15年間で終了ということになるわけですよね。使用開始が17年11月でしたか、既に7年過ぎた段階で、それが25年2月でしたが、公共関与は終了ということで方針を打ち出されて、いよいよ今月末で業務が終了ということであります。

そのことを、知事に総括していただきたいと 思います。

○知事(河野俊嗣君) 県が公共関与によります産業廃棄物処理施設整備を計画した平成4年当時、県内には、不特定の事業所を対象とする管理型最終処分場がなかったこと、また、産業廃棄物の不適正処理事案が社会問題となる中で、県民の信頼性を高める必要があったことから、処理能力の確保と民間処理のモデルとなる施設を整備するということで、平成7年3月、宮崎県環境整備公社を設立して、公共関与事業に取り組んできたところであります。

エコクリーンプラザみやざきは、平成17年11 月に操業を開始しましたが、その施設整備に当 たり、公社が地元対策協議会と締結した協定に おいては、施設の使用期間の目途を15年とする こととなっておりました。

県は、その中間年となります平成25年に、計画当時の課題について、「解消され、役割を果たした」と判断し、関係市町村や地元対策協議会と、平成32年で公共関与を終了することについて協議を進めたところであります。

その後、平成27年3月、関係市町村や地元対 策協議会ともに御理解をいただき、確認書を取 り交わし、今月末、公共関与事業を終了するも のであります。

○中野一則議員 では、このエコプラザに、県が一般会計から今までどのくらいのお金を支出したのかということを、環境森林部長にお尋ねしたいと思います。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 県の、平成7年の公社設立から令和元年度までの公共関与事業についての支出としましては、合計で約38億5,300万円となっております。

その内訳としましては、公社の産業廃棄物処理事業や環境学習啓発事業に対する運営支援などの補助金約16億3,300万円、地元の市や町が行います道路改修などの事業等に補助する、公社が有します周辺環境整備基金に対する出捐金15億円などとなっております。

○中野一則議員 38億円を支出したということですが、もともとこれを進める段階で箱物を造っていったわけですよね。その総額が348億円かかって造って、やってきたんですよ。

ですから、多くのお金を投資して造ったものを、15年間でやめるということですよね。率直に言って、これはもう――さっきちょっと知事も言われましたが、目標は達成したのか、成功だったのか、失敗だったのか、直言に近い言い方ですけれども、知事に御答弁をお願いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) この公共関与につきましては、全体として一定の成果があったものと考えております。

まず、エコクリーンプラザみやざきの整備に よりまして、処理能力の確保とともに、民間に よる最終処分場等の整備が進み、県内の管理型 産業廃棄物の処理能力不足が改善されておりま す。

また、エコプラザは、民間処理のモデルとし

て、施設整備等に当たって、住民への丁寧な説明を心がけ、理解を得られるよう努めてまいりました。いわゆる「エコクリーンプラザ問題」で一時的に信頼を失ったものの、その後の積極的な情報公開などによりまして、廃棄物処理に対する県民の信頼性を高めてきたものと考えております。

加えて、自然災害などの危機事象発生時の対応とともに、県民に身近な環境学習の場としての役割を担うなど、こうした一定の成果があったものと考えております。

一方で、公共関与事業からは、当初の計画どおり産業廃棄物の処理量を確保できなかった点について、情勢の変化に応じて柔軟な対応が必要であるということ、また、エコプラザ問題からは、市町村等とのプロジェクトにおいて、初期段階での十分な検討が必要であることを今後の教訓として生かしていかなければならないと考えております。

○中野一則議員 多額の投資を、あるいは何回 も修復、補強の工事をしてきました。事故も発 生しましたよね。それから、骨肉の争いと言っ てもいいような裁判をしてきたんですよ。刑事 問題、民事問題、訴訟がありました。

民間モデルとしての云々も言われましたが、 私は、これはどうかなという気がいたします。 失敗ではなかったとしても、成功でもなかった と、そういう気持ちでおります。

次に進めますが、産廃最終処分場の設置抑制 解除についてお尋ねしていきたいと思います。

令和3年度、もうすぐですが、来年度からこれを抑制解除していくということであります。 それで、平成13年11月の設置抑制を実施した状況、問題点がいろいろあって、そのことを解決したのかということを言いたいと思うんです。 ちょっと長くなりますが、産業廃棄物最終処 分場の設置抑制についてということで、平成13 年11月にあるわけですよ。

「平成13年11月1日から当分の間、新たな最 終処分場の設置は抑制していくこととしてい る。――設置を抑制することとした背景という のがあって、問題点もあります。書いてありま す――今後、新たな最終処分場が設置された場 合には、経営を維持していくために、事前協議 制を無視した、県外からの産業廃棄物の無秩序 な搬入、過当な処分料金の競争激化、最終処分 場業者の経営難・倒産、さらには倒産後、不適 正に処理された産業廃棄物処分の行政代執行 ――最近では秋田県の事例がある――など多く の問題が懸念される。このような過当競争から 生じる最終処分業者の経営難や倒産を防止する こと及び県外からの産業廃棄物の無秩序な県内 搬入に対する県民感情に配慮するという観点か ら、抑制をしていこうとした」とあるんです よ。

これがこの間、本当に解決したのかを環境森 林部長にお尋ねします。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 今、議員のほうから丁寧に御説明がありましたように、当時の状況として、新たな処分場が設置された場合には、いろいろ問題が懸念されたということがありました。

ただ、現状においては、そのような状況にはないということでありまして、管理型最終処分場の残余年数が、現在約10年となっており、また、最終処分場の新設には、計画から稼働までに相当の期間が必要でありますことから、設置抑制の方針を見直すこととしたところであります。

○中野一則議員 いろいろ書いた、20年前の問

題点、これは恐らくまた再発することになるだろうという懸念があります。元の木阿弥ということになるんじゃなかろうかという気がしてなりません。そのときの責任は誰が取るのだろうかと思うんですよ。そういうことになりませんかね、環境森林部長。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 今後も社会情勢の変化といろいろな環境変化があって、状況の変化は考えられますけれども、基本的にそういう環境保全に影響が出ないよう、今回の設置抑制の解除につきましては、市町村と連携しまして、指導要綱に基づく事前協議段階での関係地域住民らの合意形成を行うような指導を徹底してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 次に、県外産業廃棄物搬入規制の緩和について質問していきたいと思います。

これも、来年度、令和3年度から原則として搬入を認めない、特例として事前協議をというところでは一緒なんですよ。事前協議を「厳正に運用」というところを、「適切に運用」へ、そして適切に運用したもの、もう搬入したものは、その翌年、2年目からは届出制に移行するとあるんです。これは、緩和というよりも開放状態に近いと、そういう認識であります。

非常にいろいろ懸念するわけですけれども、 そういう懸念にはならないかを環境森林部長に お尋ねします。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 議員からも質問の中で説明がございましたが、本県では、産業廃棄物の無秩序な搬入や不適正処理の増加を防ぐために、県外からの搬入を原則として認めておりません。九州内で排出され、かつ、排出県内に処理する施設がないなど真にやむを得ない場合に限り、毎年度事前協議の上、搬入を認

めております。

この取扱いを令和3年度からは、手続の簡素 化の観点から、一度事前協議をすれば、承認内 容に変更がない限り、次回から、届出による搬 入を認めることとしております。

新たな搬入や搬入量の増加などの承認内容に変更がある場合には、これまで同様、事前協議が必要でありますので、大きな影響はないものと考えております。

○中野一則議員 さっき知事が、このエコプラザの使用期間の目途を15年間としたのは、民間のモデルになるものをということも言われました。

しかし、もともとそういうことで、最終処分場の設置も抑制してきたんですよね。抑制した中身は、この産業廃棄物を県外から搬入することを規制したいということがあったんですよ。 それは、さっき問題点で言いましたとおり、そういうことが懸念されたんです。

その処理場も、自由に造らせると。いろいろ 基準があったにしても、造る。そして、県外廃 棄物もどんどん来てもいいよという形に変更す ると。私は、これは将来に禍根を残すというふ うに思いますが、担当部長、そうはお思いにな りませんか。御答弁お願いします。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 県外の産業廃 棄物の受入れの関係については、先ほども御説 明しましたけれども、事前協議を届出、1回承 認したものについては届出制にするということ で、大きな影響がないものと考えております。

また、設置抑制に関しましては、先ほども申し上げましたとおり、当時の状況として設置抑制をする理由として、新たな最終処分場が設置された場合には、経営を維持していくための県外からの無秩序な搬入とか、過当競争による業

者の経営難等が懸念されたということでありますが、現状においては、そのような状況ではないということで、管理型最終処分場の残余年数も約10年ということも申し上げました。また、最終処分場の新設には、計画から稼働まで相当の期間がかかるということもございます。

また、そういったことを、新設の場合については、地域と十分調整を図るようにということも指導していきたいと考えておりますので、こうした取扱いで対応してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 野放図に搬入を認めるわけではないでしょうけれども、適切に運用というところで止めて、そして2年目からの届出制をというのは、どうも私はいただけないと思います。

またこれは、ぜひ検討してください。どんどんどんどん県外のものが、産廃が増えてきますよ。増えないと、せっかく民間に造らせた処理場がうまく運用できないという裏腹な関係もあるかもしれませんが、この2年目からの届出制というのは非常に問題がある。さっき、将来に禍根を残さないかと言いましたが、残すと思うんですよ。ぜひ、再検討をお願いしたいと思います。

次に、産廃の不法投棄の現状についてお尋ね したいと思います。

まず、不法投棄の現状として、あるのかない のかということを、環境森林部長にお尋ねしま す。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 宮崎市を除きます県内の産業廃棄物の不法投棄は、平成18年度の発生件数38件、投棄量が1万6,000トンを超えていたのをピークに、減少傾向にはあります。

直近の令和元年度は、発生件数が9件、投棄量171トンで、投棄物の種類では、解体現場等から発生する瓦礫類が最も多く149トンで、約9割を占めており、次いで、木くずが17トン、廃プラスチック類が4トンなどとなっております。

なお、今年度は、12月末で、発生件数が14件、投棄量が376トンと、いずれも前年度から増加しているところであります。

○中野一則議員 あるということで、平成18年からすると減ったけれども、また昨年は増えてきたということですね。

まさか、さっき言った政策の転換を見越した ということではないとは思うんですが、現実的 には産廃の不法投棄があるわけですよね。

それに対する県の対策というのは、どういう 対策を取っておられるんですか。全て、発生し た順番に解決してきたんでしょうか、環境森林 部長にお尋ねします。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 県では、本庁 及び高千穂保健所を除きます各保健所に、廃棄 物監視員計18名を配置しまして、監視パトロー ルや県民からの通報などへの対応を行いますと ともに、廃棄物処理施設等に対し法に基づく立 入検査を実施し、不法投棄につながりかねない 不適正な処理に対しては、口頭や文書で是正す るよう指導いたしております。

また、3つの森林組合への委託による山間地域の監視パトロールや、宮崎県建設業協会など13の民間団体との協定による不法投棄の早期発見のほか、キャンペーンによる県民の意識啓発にも取り組んでいるところであります。

○中野一則議員 いろいろ苦慮されているんだろうなと推察いたします。

それでは、えびの市の事例、これは既に地元 から県に通知があったものでありますから、 ちゃんと御理解いただいていると思いますが、 これは産廃の不法投棄として判断されているの かどうかを、環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 不法投棄につきましては、国が定めます指針などでは、当該廃棄物の性質や状態、数量、地理的条件、行為の態様等から判断することとされております。

具体的には、廃棄物の山林への投棄など、処理基準違反の程度が著しく、社会通念上、許容されない行為が対象となります。

また、保管の目的で一時的に置かれたものであっても、乱雑な野積みのまま長期間放置されるなど、客観的に保管と言えないような場合には、不作為による不法投棄に該当することもあると考えております。

○中野一則議員 今、言った、えびの市の事例、この事例といったものは、それに該当するんですか、答弁願います。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 個別の具体的な案件について、この場で具体的なお答えは差し控えさせていただきますけれども、大量の農業用廃ビニールなどの廃プラスチック類を野積みにしたまま半年以上放置されており、今後も計画的な処理が見込めないということであれば、不法投棄に該当するものと判断しております。

○中野一則議員 私は該当すると思うんですが、そういうものに対する対応、さっき、法に基づいて立入検査とか文書で云々とかいろいろ言われましたが、この案件に対する対応はどういうふうにされているのか、厳正な対応をされているのかを環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 不法投棄への 県の対応といたしましては、飲用水の水源が近 くにあるなど、生活環境保全上の支障がある場 合には、直ちに法に基づき原状回復等の必要な 措置を講じるよう命じることとなります。

また、生活環境保全上の支障がない場合には、行為者に対する口頭指導、指示書や警告書により適正に処理等を行うよう指導し、従わないときには、法に基づき改善命令を行うこととなります。

こうした考え方に沿って、具体的な状況を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 法に基づいて云々と盛んに言われますが、県では、もうかなり不法投棄というのは発生しているんですよね。

それで、最終的に不法投棄というのは、動かないわけですから、そこに長く放置されているわけですが、今までに行政代執行法に基づいた行政代執行というのを、県はしたことがあるんですか、お尋ねします。

○環境森林部長(佐野韶藏君) 現状においては、ないということであります。

○中野一則議員 最初言いました、平成13年11 月にこの抑制をするときには、秋田県の事例に 行政代執行というのが書いてあるといって説明 されたんですよ、平成13年。ですから、やっぱ りそこら辺まで踏み込まんと、この産廃の不法 投棄は解決していかないと思うんですよ。ぜ ひ、行政代執行を含めてやっていただきたい と、要望をしておきたいと思います。

次に、警察行政についてお尋ねしていきたい と思います。

組織体制の再編整備の基本方針、まだ案でありますけれども、このことについて尋ねていきたいと思うんですが、これは全体に5項目あって、そのうちの交番、駐在所の統廃合、小規模警察署の体制合理化、これは平成24年度の宮崎

県における警察署の在り方検討会を、私は想起します。つまり、小規模警察署と同署内の交番、駐在所、これは統廃合につながりかねないと思うんです。だから、このことについては非常に受け入れ難い、現状の組織体制を維持すべきだと思うんです。そのことを警察本部長にお尋ねいたします。

○警察本部長(阿部文彦君) 昨今の県内の厳 しい治安情勢を踏まえますと、現時点、県内 に13ある警察署の統廃合を行うことは適切では ないと考えております。

議員御指摘の本基本方針案にあります小規模警察署の体制の合理化につきましては、パトロールや事件事故等への対応等、治安維持に必要な体制は維持しながら、それ以外の体制の合理化を図るものであります。

他方、交番、駐在所の統廃合につきましては、昨今、全国各地で刃物等を使った交番襲撃 事案等が多発していることなどを踏まえ、拠点 となる交番等に警察官の人員を集中配置し、危 険な現場における的確な職務執行等を確保する ためのものであります。

いずれも地域の安全安心につながる警察機能 強化のために実施するものであり、県警といた しましては、県全体の状況を見渡し、県民の御 理解と御協力を得ながら、組織体制の再編整備 を進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 統廃合は適切でないと明言されました。ありがたい答弁だったと思っております。

まだ基本方針案でありますけれども、財政当局としての関わりはあったのかなかったのかということを、総務部長にお尋ねしたいと思います。

〇総務部長(吉村久人君) 基本方針案は、社

会の変化に対応し、新たな治安上の課題に適切に対処するため、組織体制の再編整備の今後の 方向性を検討する目的で、警察本部において策 定されたものと認識しております。

方針案の策定に当たりましては、警察本部から、その概要の説明を受けたところであります。

○中野一則議員 説明は受けたけど、関わっていないという話ですよね。そうだったろうと思うんです。

さっきもちょっと言いましたが、平成24年度 から25年度に進めた在り方検討会では、私はこ の財政当局が深く関わっておったと。事例が あったんです。だから、失礼な言い方でしたけ れども、お尋ねしたところであります。

それで、この24年度のことですが、どういう 内容であったかというと、警察署の統廃合とい うことで、在り方が検討されたんです。いわゆ る小規模の警察、これは4つあるんですが、え びの、串間、高千穂、高岡は、隣接する警察に 統廃合するという内容だったんです。

それに対して検討委員会ができて、そこが提言をされました。ありがたい提言でありました。

これを読みますと、「いずれも必要な警察であり、統廃合は行うべきではない。治安の過疎化はあってはならず、警察を存続させることが重要」。当時はちょうど東日本大震災があってすぐだったんですが、「災害時に物資が流入する県境の交通要衝の市町村には、警察署を置くことが必要」と、こういう提言があって、今日、その小規模の警察署も存続してきていると思うんです。

当時は4つの警察でありましたが、人口もど んどん減ってきましたので、ひょっとすると、 小規模というのは西都警察署も入ってくるのか なと思っているんです。

それで、地域の治安維持、犯罪抑止のために、安全安心な生活環境を守るために、重ねて小規模警察署等の存続を維持されることを強く要望申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

〇丸山裕次郎議長 次は、外山衛議員。

〇外山 衛議員〔登壇〕(拍手) おはようご ざいます。

新型コロナウイルス感染第3波の中、2度目の緊急事態宣言が出され、我が国は大変な危機を迎えていると考えます。

菅総理は、「国民の命と暮らしを第一に、何としても感染を食い止める」と発信されましたが、緊急事態宣言の発令により経済活動が滞り、雇用環境が悪化し、生活困窮者が増えているのが実情であります。

これからの大きな課題は、「感染対策と経済活動の両立」であろうと思います。

知事におかれましても、厳しい環境の中、あらゆる局面において決断を迫られ、大変であろうと心中察しますが、最終の判断は知事の責務でありますから、結果を恐れることなく、信念を持って取り組んでいただきたいと思います。

そこで、緊急事態宣言発令に至る考え方と、 現状をどのように分析されているか、知事に伺 います。

次に、港湾行政についてお尋ねします。

今回の新型コロナウイルス感染拡大の影響 は、多岐にわたっております。

港湾におきましても例外ではなく、クルーズ の縮小・中止、海外港湾のロックアウトなどに より、観光面や海上物流にも影響が生じており ます。 現在は、コロナ禍の中、非常に厳しい経済情勢にありますが、今後、感染状況も見ながら、停滞気味の経済も動き出すことになります。港湾機能の回復は、本県の経済発展にとって大変重要であろうと考えます。

港湾は、物流の拠点として、商工業や農林水 産業など幅広い分野の産業を支えており、本県 経済に果たす役割は大変大きいものがあると考 えます。

また、港湾は、物流だけではなく、様々な交流の拠点でもあり、クルーズに代表されるように、観光や地域振興に果たす役割も重要であります。

港湾行政に長く携わってこられた県土整備部 長は、これまでも、本県の経済発展に資するた め、その時々の社会情勢を踏まえた港湾計画の 策定や整備を進めてこられたことと思います。

そこで、港湾整備におけるこれまでの取組と 今後の方針について、県土整備部長にお伺いい たします。

以上で壇上での質問を終わり、以下の質問は 質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) 〔登壇〕 お答えします。

緊急事態宣言につきましては、県民の皆様の 日常生活や経済活動に大きな影響を与えますこ とから、感染状況やその効果を十分に分析し、 専門家の御意見も伺いながら、最後には知事と して決断すべきものと考えております。

今回の第3波では、年末からの感染の拡大、 そして連日にわたり30人以上の新規感染者が確認され、ついに100人を超えるなど感染拡大が収まらず、このままでは県民の命や健康、さらには地域経済、県民の暮らしへ深刻な影響を与えかねないことから、県独自の緊急事態宣言を発 令することを決断いたしました。

県民の皆様には、原則、外出の自粛やイベントの中止・延期、飲食店等への営業時間短縮の要請などをお願いし、大変な御不便や御苦労をおかけしましたが、御理解と御協力をいただくことにより、全国と比べても早期に感染が鎮静化でき、懸念しておりました病床の逼迫の度合いや療養者数も、いち早く改善できたものと考えております。

私は知事として、県民の命と暮らしを守ることを最優先に、先手先手の対策をちゅうちょなく講じることが重要であると考えております。 今後とも、私が先頭に立ち、県民一丸となってこの難局を克服してまいります。以上であります。 「降壇」

〇県土整備部長(明利浩久君)〔登壇〕 お答 えします。港湾整備についてであります。

港湾は、議員御指摘のとおり、物流の拠点として、地域経済を支える重要な社会基盤でありますことから、将来の取扱貨物の動向等を踏まえた港湾計画を策定し、それに基づいた、安全で効率的な荷役作業を行うための岸壁や防波堤等の整備に取り組んでまいりました。

また、国内外の多様なニーズや生活志向の変化に応えるため、クルーズ船の受入れや、海洋レジャー拠点として必要な施設など、それぞれの港で地域の特性を生かした整備を進めてきたところでございます。

このような中、近年、トラックドライバー不足や排出ガス等の環境問題を背景にした船舶利用の高まり、さらには、高速道路と港湾とのネットワーク充実により、船舶の大型化や物流の増大が見込まれております。

今後も、これらの変化やポストコロナなど、 社会・経済情勢を的確に捉え、本県地域産業の 発展を力強く後押しできるよう、さらなる港湾 の整備と戦略的なポートセールスによる利用促 進に努めてまいります。以上であります。 [降壇]

〇外山 衛議員 次に、港湾における国土強靱 化についてお尋ねします。

近い将来、本県におきましても南海トラフ巨大地震の発生が予想される中、被害を最小限に抑えて港湾機能を確立するためには、国土強靱化は非常に重要であります。

県内の港湾においては、これまで防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策により、積極的に対策に取り組んでこられたと思いますし、今後は、先般、国が決定しました「5か年加速化対策」に基づき、さらに整備を加速する必要があると考えております。

そこで、3か年緊急対策及び5か年加速化対 策に基づき進めている、港湾における国土強靱 化の取組状況について、県土整備部長にお伺い します。

○県土整備部長(明利浩久君) 本県の重要港湾は、震災時の救援物資等の集積拠点となりますことから、まずは、岸壁の耐震強化を進めてきたところでございます。既に整備を終えました細島港、宮崎港に続き、来年度には油津港も完成の予定となっております。

また、津波から港湾利用者を守るため、宮崎 港に避難高台を3基整備し、細島港では、津波 の影響を小さくするため、防波堤の強化、粘り 強い化に取り組んでおります。

さらに、港湾の背後地の人命や財産を津波から守るため、現在、外浦港や古江港におきまして、防潮堤などを整備しております。

今後とも、地域の産業を支える物流の要として、災害時にも港湾機能を十分発揮できるよう、国土強靱化の取組を推進してまいります。

〇外山 衛議員 次に、水産業の現状について であります。

今般のコロナ禍では、昨年3月頃から、高級 魚の価格が下落したり、養殖魚の出荷が滞った りといった影響が出始めたと聞いております。

9月議会におきましては、イセエビやカツオー本釣りへのコロナ禍の影響について質問をしたところでありますが、イセエビに関しては、9月解禁当初につきましては量、価格とも例年並みであり、カツオー本釣りに関しては、ビンナガの好漁に支えられ豊漁ではあったものの、新たな外国人研修生が入国できない状況から、人材不足が懸念されるといった答弁をいただいたところでありました。

その後、年末から新型コロナウイルスは第3 波の感染拡大期に入り、年明けには、国の2度 目となる緊急事態宣言が11都道府県を対象に発 せられる中で、本県におきましても、これまで にない感染の拡大が見られ始めたことから、県 独自の緊急事態宣言が発せられたところであり ます。

本県の状況につきましては、ようやく落ち着いたようにも見える中ではありますが、先日のテレビの報道番組におきましては、コロナ禍の影響による外食需要の落ち込みにより、高級魚の価格が下がっていることについての現場の声や、現場における対応が紹介されておりました。

そこでまず、今般のコロナ禍による水産業への影響について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 議員御指摘 のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大に 伴いまして、外食需要が減退し、昨年3月以降、マグロやアマダイなどの高級魚を中心に、

魚価が前年に比べ3割から5割下落しておりました。その後、10月にかけまして回復傾向にありましたが、第3波が拡大した昨年末から、再び3割から4割下落している状況にございます。

また、カンパチやマダイ等の養殖魚につきましては、昨年前半に出荷量が約3割減少いたしまして、飼育期間が延びたことによる餌代や疾病対策経費等の増加などの影響がございました。

このほか、カツオー本釣り漁業におきましては、昨年3月以降、外国人技能実習生等の入国が困難となり、船員を減らし操業せざるを得ない状況が続いております。

○外山 衛議員 今年度のこれまでの議会におきましても、こういった影響への県の対応について、私以外の議員からも幾つか質問がなされてきたところでありまして、執行部におかれましては、応援消費の取組や学校給食への食材提供など、いろいろな対策を打たれてきたことを答えていただいてきたところでありますが、今の質問や答弁のとおり、コロナ禍の状況も刻々と変化してきております。

そこで改めて、水産業への影響に対する県の 取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長(大久津 浩君) 県におきましては、これまでに約15億円の補正予算を措置いたしまして、コロナ禍におきます水産業への影響緩和対策に取り組んできたところでございます。具体的には、経営安定対策といたしまして、制度資金への利子補給や、養殖魚の飼育期間延長に伴う掛かり増し経費の助成、さらに消費拡大対策といたしまして、水産物販売への送料助成や学校給食への食材提供などを行ってきております。また、人材確保対策といたしまし

て、外国人の入国後2週間の待機に要する経費 につきましても支援しているところでございま す。

その結果、養殖魚の出荷滞留が、年末までに ほぼ解消されるなどの効果に加えまして、給食 や家庭向けの食材加工の進展や、ネット販売の 増加など、新たな取組が生まれてきているとこ ろでございます。

県といたしましては、第3波以降の影響等も 注視しながら、今後とも漁業者の皆様が安心し て経営を持続できますよう、引き続き影響緩和 対策に取り組んでまいりたいと考えておりま す。

〇外山 衛議員 次に、日本農業遺産の認定に ついてであります。

先般、2月19日に、かねてから申請をしておりました日本農業遺産に、日南市が認定されました。さらには、共に申請をしておりました宮崎市田野・清武地域も認定されました。

日本農業遺産は、伝統的な農林水産業と、それに関わる文化、景観などが一体となった歴史的に重要な営みについて、国が認定するものであります。

この認定は、地元住民や企業、団体等、地域 が一丸となって取り組んだ努力の結晶であり、 大変喜ばしいことであります。

さきに世界農業遺産で認定されました高千穂郷・椎葉山地域では、これを契機として、新ブランドの立ち上げなど、地域活性化に向けた様々な取組が行われていると聞いております。

今回の認定が、田野・清武地域と日南市の地域活性化に大いに弾みになると期待をしているところでありますが、日本農業遺産に認定された経緯と、今後、県はどのように支援していくのかを、農政水産部長に伺います。

〇農政水産部長(大久津 浩君) 日南市及び 宮崎市田野・清武地域では、行政、生産者、地 域住民などの関係者が一丸となりまして、地域 の漁業・農業システムの徹底的な再検証などに 取り組んでまいりました結果、今回、2度目の 挑戦でございましたけれども、見事、日本農業 遺産に認定されたところでございます。

日南市につきましては、資源に配慮したカツオー本釣り漁法が現存して長く続いているということが評価され、また、宮崎市田野・清武地域につきましては、御案内のとおり、大根やぐらで生産されている干し大根加工によりまして、生産者の所得が確保されていることなどが、それぞれ評価されたと伺っております。

地域の皆様の長きにわたる御尽力が――今回、全国で7地域の認定でございますが――今回、宮崎はダブル認定という形で花開いたことにつきましては、私も大変うれしく思っているところでございます。

県では、今回の認定を地域の発展につなげていけますよう、世界農業遺産で得られました知見等をしっかり活用いたしまして、地域間の連携の促進や、ブランドづくり等による地域の魅力の磨き上げなど、しっかりと認定地域の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

〇外山 衛議員 よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大が止まりません。国は、去る1月7日に2度目の緊急事態宣言を発し、現在に至っております。

コロナ禍は、我々の行動や価値観に大きな変化をもたらし、収束後の世界の姿は大きく変わることが予想されます。ポストコロナの時代に備える必要があると考えます。

コロナ禍の先を見据えた企業支援や産業活性 化策について、幾つか質問したいと思います。 まず、県内事業者の事業継続に向けた支援に ついてお聞きします。

これまで県では、無利子・無担保等の資金の貸付けや、小規模事業者向けの給付金の支給、さらには消費喚起策など、状況に応じて対策を講じながら、コロナ禍の影響を受けた県内中小企業の事業継続を支援してまいりました。

2020年に負債額1,000万円以上で倒産した企業件数は、全国で7,773件と、2年ぶりに減少したようではありますが、調査機関によりますと、これは手厚い金融支援があった結果だと分析しております。

本県のコロナ関連融資実績も、かつてない規模に膨らんでおり、今後は、その返済に耐え得る経営の在り方が問われてくることになると思います。

昨年、全国で休廃業・解散した企業は、過去 最高の約5万件に達したようであります。高齢 化や後継者難にコロナ禍が重なって事業を畳む 「諦め型」が目立つとのことであります。

また、コロナ禍による解雇・雇い止めが全国 で9万人を超えたとの報道もございました。

今のところ県内では、倒産件数も休廃業・解散件数も落ち着いているようではありますが、 今後、コロナ禍によって事業継続がいよいよ困難になることも予想されます。

来年度予算案に、新規事業として「事業引継 ぎ応援事業」が盛り込まれておりますが、その 狙いと内容について、商工観光労働部長に伺い ます。

○商工観光労働部長(松浦直康君) 昨年10月 に、民間信用調査会社が実施いたしました調査 によりますと、「後継者がいない」という県内 企業の割合は53.3%であります。こうした企業 の廃業を防ぎ、地域の活力を維持していくため に、第三者承継というものが有効な手段となる と考えております。

一方で、事業を譲渡したい売手側が、事業引継ぎ支援センターや仲介業者等を利用して事業の買手を探すためには、仲介手数料や企業価値評価に要する費用等が生じることとなりますので、企業の中には、第三者承継をちゅうちょするという実態も見られるところであります。

このため、「事業引継ぎ応援事業」では、市町村を通じまして、こうした費用の一部を補助することで、売手側の費用負担を軽減し、第三者への事業承継を促進することとしております。

〇外山 衛議員 次に、企業を取り巻く環境の 変化と取組についてであります。

コロナ禍によって我々は、移動自粛や在宅勤務、巣ごもり消費といった生活様式の変化を余儀なくされ、これに伴い交通、観光、飲食業界などが大きな打撃を受ける一方で、IT企業やネット通販、ドラッグストア等が大きく売上げを伸ばすなど、企業の業績は二極化の様相を呈しております。

こうした中、逆境の中で何とか活路を見いだ そうとして、コロナ禍での変化を敏感に捉え、 業態をテイクアウトやデリバリーに切り替える 飲食店など、新たなビジネスチャンスにチャレ ンジしている事業者も見られるところでありま す。

しかしながら、新しい事業に取り組むとして も、簡単ではありませんし、経済活動の停滞が 長期化する中、体力的に厳しい事業者もいるの ではないかと思われます。

そこで、コロナ禍において、新たな事業展開 に挑戦する企業への支援について、どのように 考えているのかを、商工観光労働部長に伺いま す。

○商工観光労働部長(松浦直康君) 新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、消費行動や経済活動というのが大きく変化してきております。御質問にありましたように、県内飲食業におきましても、オンラインの活用やタクシー事業者と連携したデリバリーの取組などが進められているところであります。

県といたしましても、こうした新たな事業に 取り組む企業に対し、支援を行ってきたところ でありまして、来年度予算案におきましても、 中小企業等の経営の再構築をサポートするため の専門家派遣や、デジタル社会に対応した人材 確保支援などの事業を盛り込んでいるところで あります。

また、国においても、コロナ禍で厳しい状況にある企業の新分野進出等を支援する補助事業の公募が、今月から開始予定でありますので、県内企業に周知を進めているところであり、引き続き、変化に対応し、新たな事業展開に挑戦する県内企業を積極的に支援してまいります。

○外山 衛議員 コロナ禍の発生によりまして、中国など海外に生産拠点を持つ企業の部品調達網、いわゆるサプライチェーンが寸断し、自動車や電子機器等の部品調達に大きな混乱が生じたことは、記憶に新しいところであります。

国では、こうした状況を踏まえ、令和2年度第1次補正予算で総額約2,200億円を投じて、「サプライチェーンのための国内投資促進事業費補助金」を事業化し、本県でも、6月補正で2億円の事業費(サプライチェーン対策等県内投資促進補助事業)を予算化して、生産拠点の国内及び県内への移転等を促しているところでありますが、国及び本県の採択状況について、

商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(松浦直康君) まず、国の補助金につきましては、企業の関心が全国的に高く、募集額約2,200億円に対しまして、1,760件、1兆8,000億円を超える応募があったとのことであります。これに対し、国としまして、予備費からの財源を積み増しされて、最終的には、一時的に供給不足に陥ったマスクの国内生産など203件、約3,052億円分の事業が採択をされております。県内からの採択はありませんでしたけれども、今年度の3次補正予算においても追加計上されておりますので、各企業に対し周知をしていくこととしております。

次に、県の補助事業につきましては、県内の 自動車部品メーカーが、サプライチェーンのリ スクヘッジのため、中国の自社工場で製造して いた部品について、県内で製造するために工場 を増設する事業など、3件で、補助額1億5,000 万円分の事業を採択することとしております。

○外山 衛議員 昨年、経団連が実施しました 調査によりますと、東京に本社のある経団連の 幹事会社131社の22.6%が、本社機能の移転につ いて「実施中」「検討中」または「今後検討す る可能性がある」と回答しております。これま でなかなか進まなかった首都圏から地方への本 社移転等が、一気に動き出す予感がございま す。

テレワーク技術の進歩など業務のデジタル化が進み、場所を選ばずに働けるようになったことで、副業化や二地域居住など、働き手の仕事や暮らしに対する価値観が多様化し、それが企業の行動に影響を与えているところもあるようであります。

移動や情報にかけるコストが変わらないのな

らば、自然豊かな暮らしやすい環境でというのは自然な流れでもありますし、自社を応援してくれる地域を重要なパートナーとして捉えている企業も少なくないようで、こうした点は、今後、地方の大きな強みになるのではと考えます。

これからの企業誘致は、従来のアピール材料に加え、こうした企業や働き手の多様なニーズにも着目した戦略立てが必要になってくると思いますが、コロナ禍により生じた働き方や企業行動の変化を踏まえ、今後、どのように取り組まれるかを、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(松浦直康君) 新型コロナの世界的な感染拡大は、テレワークの普及やサプライチェーンの見直しなど、働き方や企業行動にも様々な変化をもたらしております。

特に、都市部の密を避け、場所を問わないテレワークの普及によりまして、地方回帰の機運は高まってきております。

今議会にお願いしております「地方創生テレワーク推進事業」は、直接的には雇用増や事業拠点開設を伴うものではありませんけれども、こうしたテレワークの受入れ促進を図ることによりまして、県外企業との関係を構築し、拠点開設につなげる企業誘致の新たなアプローチであると考えております。

今後、コロナ禍による影響に加え、人口減少 やAI・IoTの進展・実装化などが、社会経 済にさらなる変化をもたらすと考えております ので、それらに伴って生じる新たなニーズにも 対応しながら、積極的に企業誘致に取り組んで まいります。

〇外山 衛議員 次に、クルーズ船の寄港について伺います。

クルーズ船の寄港につきましては、一度に多

数の誘客が図れ、観光等による地域経済の活性 化につながるものであり、昨年は、油津港が国 の検疫港以外では初めて、ファーストポートと しての受入れ体制を整えるなど、クルーズ船誘 致に大変期待をしていたところでありますが、 新型コロナウイルスの影響によりまして、4月 に予定されていた豪華客船「クイーン・エリザ ベス号」の寄港が中止となるなど、大変残念な 結果となっております。

外国人の入国が制限される中、クルーズ船誘致は大変厳しい状況にあると思いますが、クルーズ船受入れの現状と今後の見通しについて、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(松浦直康君) クルーズ 船につきましては、新型コロナウイルスの影響 が非常に大きく、特に海外クルーズは、昨年 2 月から段階的に入国制限が拡大いたしまして、 現在、全世界から観光目的の入国ができないと いう状況であります。こういう中、運航再開の 見通しが立たない状況が続いているところでございます。

こうした中、国内クルーズは、乗員乗客のP CR検査を実施するなど感染症対策を徹底した 上で、昨年11月から再開されておりまして、油 津港でも「飛鳥II」の受入れなど、本県にも3 回の寄港があったところであります。

県としましては、地元自治体等と連携し、当面は国内クルーズを中心に誘致を行うとともに、海外クルーズにつきましても、感染収束後の再開に向けまして、しっかりと情報収集しながら、船会社に対し、本県への寄港を働きかけてまいります。

〇外山 衛議員 次に、本県産焼酎の輸出拡大 の取組についてであります。

コロナ禍によりまして、首都圏をはじめとす

る大消費地においては、緊急事態宣言が出され、居酒屋をはじめとする焼酎を取り扱う飲食店が、休業や時短営業を余儀なくされたことから、県内蔵元の今期の売上げは大きく落ち込むのではないかと危惧されております。

このような中で、焼酎の輸出につきましては、国の新たな輸出戦略「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」におきまして、27の重点品目の一つとして「本格焼酎・泡盛」が位置づけられ、焼酎のユネスコ無形文化遺産登録に向けた動きもあるなど、追い風は吹いております。

世界の感染状況を踏まえると、海外との取引 正常化には、まだしばらく時間がかかるかもし れませんが、そのときが来てからでは時機を逸 します。

本県産焼酎の海外との取引拡大に向け、今後 どのように取り組もうとされているのかを、商 工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(松浦直康君) 本県産の 本格焼酎は、出荷量で6年連続日本一となるな ど、本県を代表する産業の一つでありまして、 県としても、酒造組合や県内蔵元等と連携しな がら、輸出に向けた取組を推進しているところ であります。

具体的には、感染症拡大により海外への渡航が制限されておりますので、海外拠点を置く香港や上海におきましては、現地スタッフ等を通じて、飲食店等でのプロモーションを行っているところであり、また、アメリカやヨーロッパでは、PR動画の制作やSNSを使った情報発信などによりまして、現地での焼酎の認知度向上に努めているところであります。

こうした中、議員のお話にもありましたけれ ども、昨年12月に、国の「農林水産物・食品の 輸出拡大実行戦略」の中で、本格焼酎が重点品 目の一つに選定されましたことは、今後に向け て大きな弾みになると考えております。

今後とも、国やジェトロはもとより、九州各 県との連携をさらに深めますとともに、渡航再 開後のプロモーション活動につきましても、速 やかに行えるよう取り組んでまいります。

○外山 衛議員 次に、市郡医師会病院の旧施設の利活用について伺います。

日高博之議員の代表質問に対しまして、執行部からの答弁は、「人員の確保など課題は山積みであるが、関係医療機関と協議を重ねる」とのことでありました。

その方向性や考え方には異論はないのでありますが、旧施設を活用する場合は、特措法に基づく「臨時の医療施設」としてであります。開設が必要となるときは、まさに感染拡大のピーク時であるなど、相当感染が蔓延しているときではないかと思います。

そうした状況では、感染症指定医療機関も協力医療機関も目いっぱい患者を受け入れ、コロナに係る人員の確保も一層厳しさを増している中、さらに旧施設のために人員を確保するのは、相当ハードルが高くなっているのではないかとも思われます。

旧施設の人員の確保には、相当な労力を要するものと思われますし、さらに医療機器、医療 資機材の確保も必要となります。

人員の確保のハードルが非常に高い中、それだけの労力をかけるのであれば、既存のコロナ受入れ医療機関や宿泊療養施設への支援など、もっと別な方法もあるのではないかという気もしております。

宮崎市郡医師会病院旧施設の利活用について、どのように考えておられるのかを、改めて 福祉保健部長に伺います。 ○福祉保健部長(渡辺善敬君) 宮崎市郡医師 会病院の旧施設につきましては、昨年10月に締結した新型コロナ対策に係る協力協定におきまして、県が、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「臨時の医療施設」を開設する施設として位置づけております。

第3波では、認知症や要介護度の高い方を含む高齢者の入院が多く、看護師等の負担が大きくなったところでありまして、医療機関の受入れ能力を高めるためには、医療従事者の確保は極めて重要な課題となっております。

今後、医師会、看護協会と連携し、新型コロナの医療体制全体における人員の確保に努めるとともに、旧施設で対応する医療機能や人員確保の在り方についても、医師会や関係医療機関の意向を十分に踏まえながら、引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

〇外山 衛議員 県が主体となって運営すると した場合、臨時の医療施設として、十分な医療 体制の確保は可能か、しっかり検討する必要が あると思います。

旧市郡医師会病院の利活用が困難となれば、 人員や予算等を、既存の医療施設の運営強化に 生かすべきとも考えますので、早期に方向性を 確定していただくように、お願い申し上げま す。

飲食関連をはじめとする経済の落ち込みは、 新型コロナウイルス感染症の蔓延防止対策とし ての緊急事態宣言に起因します。

県当局としても、飲食業界に限らず、関連事業者への支援に取り組まれており、その御苦労に対しましては、敬意を表すところでありますが、その施策には限界があり、全てを補完することは不可能であります。

そこで、望むべきは、県職員の皆さんが、民

間の現状、苦境を理解していただき、どうか血 の通った対策に取り組んでいただきたいという ことであります。実情を共有することが重要と 考えます。

コロナ禍におきまして、県内の多くの事業者 が厳しい状況に置かれておりますが、どのよう な思いで対策に取り組んでおられるのかを、商 工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(松浦直康君) 新型コロナは、過去に経験したことのない危機事象でありまして、県内経済に大きな影響を及ぼしております。

特に、コロナ禍が長期化する中で、事業者の休廃業も危惧されたことなどから、何とか事業継続を図っていただきたいという思いで、過去の経済対策では実施しなかった、小規模事業者への給付事業などにも踏み込んだところであります。そして、需要喚起策などにもこれまで以上に取り組んできたつもりであります。

また、今回の第3波の影響は広範にわたった ことなどから、飲食関連事業者等への支援金 や、市町村と連携した消費喚起策を講じるため の事業構築につきましても、危機感を持って迅 速な対応を図ったところであります。

ワクチン接種の開始など新たな動きもありますが、まだ安心できる状況ではないと考えておりますので、引き続き、県内の事業者や業界団体などの声に耳を傾けながら、県内経済の回復に努めてまいります。

〇外山 衛議員 よろしくお願いいたします。 次に、テレワークについて伺います。

そもそもテレワークは、2016年、政府の「働き方改革」の目玉政策であったとの報道を目にいたしました。

新型コロナウイルスの緊急事態宣言下におき

まして、密を防ぐテレワークが、ここに来て脚 光を浴び、取組が進んでいるようであります が、全国の実施率は伸び悩んでいると聞いてお ります。

そこで、県内企業のテレワーク導入の状況と 県の取組はどうなっているのかを、商工観光労 働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(松浦直康君) 県とみや ぎん経済研究所が共同で、昨年12月に実施しま した企業動向アンケート調査の結果によります と、「テレワークを導入している」と回答した 企業は、2割程度となっております。

県としましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、テレワークの必要性が高まったことなどから、今年度、テレワーク導入などについて専門家を派遣する事業や、県内企業がリモートワークなどICTを導入するための経費を支援する事業を実施してきたところでありまして、その結果、一定程度の導入が進んだものと認識しております。

今後、これらの手法や効果をまとめた事例の 周知などを行いながら、専門家派遣など、引き 続き県内企業のテレワーク導入を支援してまい りたいと考えております。

○外山 衛議員 宮崎に限らず、地方において のテレワークの普及はなかなか進まないとは思 いますけれども、既に導入実施している都市部 の大企業においては、コミュニケーションが取 りにくいなどの問題があるようであります。

誰にも悩みや仕事上の行き詰まりなどを相談できずに、メンタルダウンとなる事例もあるようでありますが、本県における心のケアについての取組の状況を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 新型コロナの 感染拡大は、感染へのおそれや外出自粛の要請 等に伴うストレスから、私たちの心にも深刻な 影響をもたらしております。

また、議員の御質問のとおり、都市部では、 テレワークにより長期間の自宅勤務となる方が 孤独や不安を感じる事例なども、報道等で指摘 されております。

本県において県民の心のケアに取り組んでいる精神保健福祉センターには、これまでのところ、テレワークが関係していると見られる相談はございませんが、新型コロナに関する悩みは多く寄せられております。

このため、今議会に令和3年度予算でお願い しております心のケア支援事業において、新型 コロナに関する専門の相談員をセンターに配置 し、県民の方々の様々な不安や悩みに対応して まいります。

○外山 衛議員 そういったことから、不幸に も、自ら命を絶つということも起き得ると考え ますので、悩ましいところではございます。

次に、鳥インフルエンザについてお尋ねしま す。

昨年の11月に香川県におきまして、例年よりも1か月ほど早く発生が確認されました鳥インフルエンザは、2月末現在、全国の17県で51事例が確認されており、本県でも12月から2月にかけて、立て続けに12事例の発生が見られております。

これらの発生要因として、鶏舎や防鳥ネットの破損、ネズミの存在等を指摘する多くの報道情報を見聞きしますが、発生の一部には、鶏舎等に破損がなかった農場も含まれていることから、野生動物以外にも発生要因があるのではないかと思います。

そこで、鳥インフルエンザの発生要因と対策 について、農政水産部長に伺います。 〇農政水産部長(大久津 浩君) 国の疫学調 査では、確実な因果関係を示す発生要因は明ら かとなっておりませんけれども、野鳥により農 場周辺まで運ばれたウイルスを、最終的に、鶏 舎内に入る人や野生動物等が持ち込んでいると いう可能性が示唆されているところでございま す。

このことから、小型の野生動物の侵入経路となり得る鶏舎の破損等の補修はもちろんのこと、鶏舎に出入りする人の細やかな消毒、作業動線を考慮した衣服・長靴の交換といった、基本的な対策の再徹底を、繰り返し指導してまいったところでございます。

加えまして、緊急一斉消毒等の3回にわたる 知事命令や研修会等を通じまして、消毒やネズ ミ駆除などの複合的な対策を継続していくこと の重要性を呼びかけるとともに、全農場に対し まして、石灰やネズミ駆除剤を配付するなど、 防疫レベルをさらに強化しているところでござ います。

今後は、発生要因の究明と野鳥対策につきましても、国にしっかり要望してまいりたいと考えております。そして、防疫指導のこれまでの在り方につきまして検証をさらに行い、高い防疫レベルの再構築に向けて、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

〇外山 衛議員 鳥インフルエンザが発生した場合、周辺農場への蔓延を防止するため、発生した農場で飼われていた鶏や農場内にあった卵等も全て埋却処分されています。

生産者に対しましては、畜産経営が継続できるよう、その全額を国が補償する仕組みになっていると伺っておりますけれども、鳥インフルエンザの発生農場における経営的な影響について、農政水産部長に伺います。

〇農政水産部長(大久津 浩君) 発生農場に 対しましては、家畜伝染病予防法に基づき、処 分された鶏や卵等の評価額相当の手当金が、国 から交付されることとなっておりますが、これ は、生産者に対し、早期通報を促すための必要 な制度でございます。

一方で、発生農場では、防疫措置の完了後に、消毒やウイルス検査等を実施いたしまして、鶏舎内の清浄性を確認する必要があるため、経営再開までには相当の期間を要するなど、結果といたしまして、まずは農場主等は、自分の農場で発生したこと、さらには周辺農場に迷惑をかけるといった心的なダメージ等もかなり大きいわけでございますが、さらに経営的な影響も受けることとなります。

鳥インフルエンザの発生につきましては、発生農場の損失だけでなく、規制を受ける周辺農場や食鳥処理場、飼料運搬者など関連産業にも多大な影響を与えますことから、引き続き、県及び養鶏の系列会社など、関係者が一体となりまして、未然の発生防止対策について、一層の対策を講じてまいりたいと考えております。

〇外山 衛議員 最後になりますが、新型コロナウイルス感染症、これほど厄介で大変な事態をもたらすとは、人類の想定の域をはるかに超えているようにも思います。

経済のみならず、人の心にまで大きな負の影響を及ぼすコロナ禍の収束を願うばかりであります。

以上で質問を終わります。(拍手)

〇丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。 午前11時52分休憩 午後1時0分再開

〇丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、図師博規議員。

○図師博規議員〔登壇〕(拍手) 先週の2 月27日土曜日、午後2時から県立都農高等学校 の閉校式が始まりました。

1万人以上の生徒を輩出した都農高校、最後 の卒業生代表の言葉が胸に刺さりました。

一部を紹介します。「都農高校がなくなって しまう寂しさは、言葉にすることができませ ん。明日から、この校舎には生徒の元気な声も チャイムも響くことはありません。たとえ建物 は残ったとしても、私たちには母校として帰る ところはもうないのです。再編統合を受け入れ ることは苦しく、簡単なことではありません。 ただ、私たちにできることは、都農高校で学ん だことを次世代へとつないでいくことだと思い ます。都農高校がみんなの心の中にいつまでも 残り続けることを願っています」。

体育館には切ない言葉が響き、そして、まさ に静かに都農高校67年の歴史に幕が下ろされま した。

都農高校は、平成27年度の入学志願者数が50 人程度まで減りましたが、都農町が独自に、入 学支援補助金や通学定期券補助、資格取得検定 料全額補助などの行政支援をすることや、都農 高校OBの方々が中心となった、高校存続に関 する支援活動が実を結び、平成29年度の入学志 願者は124人となり、見事なV字回復を果たしま した。

にもかかわらず県教育委員会は、着々と高等 学校教育整備計画の基準に基づき統廃合を進め ていき、平成30年度をもって入学募集停止に踏 み切ったのです。 このとき、県教育委員会が示す高校存続の適 正規模に満たない高校は、高千穂高校、本庄高 校、飯野高校、福島高校など複数ありました が、統廃合が進められたのは都農高校だけでし た。

また、昨年の3月には、西都商業高等学校も 統廃合となっており、2年続けて西都・児湯地 域からは高校がなくなりました。

知事はかねてから、学校は地域に定着し、地域振興を担う人材育成やふるさとの活性化に貢献する重要な拠点であると発言しておられます。

ここで改めて、西都・児湯の2つの高校の閉校を決定した教育委員会の判断について、知事の所見をお伺いいたします。

以下の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

〇知事(河野俊嗣君) 〔登壇〕 お答えしま す。

西都・児湯地域における高等学校の閉校につきましては、地域の実態等を踏まえ、本県高校生にとってふさわしい教育環境を提供していくという視点から、教育委員会において判断されたものと認識しております。

学校が閉校することについては、寂しい思いがいたします。私自身が通っておりました小学校も、かつて鶴岡一人さんや広岡達朗さんが卒業した伝統校でありますが、104年の歴史を経て閉校し、大変寂しい思いも経験いたしました。ただ、そこで過ごした輝かしい日々の記憶は決して色あせるものではないのであります。

この両校が積み重ねてきた業績は、決して消 えることはなく、これからも卒業生をはじめ、 地域の皆様など多くの方々の心に深くとどまり 続けるとともに、再編統合された学校に引き継 がれ、新たな学校像として歴史を刻んでいかれることと考えております。以上であります。 [降壇]

○図師博規議員 知事とも、この閉校に関する 思いの共有ができていると思ったところです。

私は今まで3度、小規模高等学校の存続について、一般質問で取り上げてまいりました。

その都度、障壁となったのが、1学年の学級数 $4\sim8$ クラス、1学級40人を基本とする「適正規模」の考え方です。

この適正規模につきましては、再三見直しを 訴えてまいりましたし、昨年11月の一般質問で は、渡辺議員、武田議員、安田議員も取り上げ ておられます。

そもそも、この適正規模は国が示しているもので、県教育委員会はこの基準を従順に県立高等学校整備計画に落とし込み、平成25年度から令和3年度の10か年計画として作成されています。

そして、今まで私への答弁では、「今後、県教育委員会としては、適正規模を考慮しつつ、学校整備計画の後期実施計画の着実な推進に努めていく」との繰り返しで、見直しの考えがないことを示されていました。

しかし、ここに来て10か年計画を前倒しで見直し、新たな県立高等学校教育基本方針の素案が、今、提示されています。

なぜ、前倒しをしてまで基本方針を打ち出そうとしているのか、その経緯と、その方針では 1学年の適正規模の取扱いがどのようになって いるのか、教育長に伺います。

○教育長(日隈俊郎君) 令和元年度に改定されました県総合計画、また、私どもの県教育振興基本計画の中では、地方創生の視点から、学校と地域との連携・協働の重要性が高まるな

ど、高等学校に求められる役割が変化してきて いるというふうに考えております。

また、ICTの進展による教育の情報化等によりまして、高校教育のさらなる充実が必要となっておりますことから、現行の整備計画の終期を待たずに、令和3年度から8年間を対象とした、基本的な方針素案をまとめたところであります。

なお、適正規模の考え方につきましては、学 識経験者等で構成されます県学校教育計画懇話 会より、望ましい学校の規模を示すことの必要 性や、適正規模への一律的な対応を見直すこと などの提言をいただいたところであります。

それらの提言を基に、改めて検討を行いまして、今回の基本方針素案では、全日制高等学校について、「一定の規模の教育環境を提供することが望ましい」と示しているところであります。

○図師博規議員 全日制高等学校における1学年の適正規模は、「4~8学級を基本とする」という文言は消え、「一定の規模の教育環境を提供する」という曖昧な表現に変わりました。

この「一定の規模」の意味するものの根拠は、「国の公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」によるものですが、この法律では、「1学級の生徒数は40人を標準とする」となっています。

この1学級40人を標準とすると、それを下回 る場合は、またもや統廃合の対象になるとも理 解できますが、このことについて教育長の説明 を求めます。

○教育長(日隈俊郎君) 今回の基本方針素案 では、全日制高等学校の望ましい規模につい て、統廃合と関連するような具体的な数値は示 しておりません。 議員御指摘の1学級40人については、あくまでも現時点での学級編制を行う上での標準の人数であります。

なお、それを下回り、魅力と活力ある教育活動の展開が困難となった場合には、統廃合を前提とはいたしませんが、その時点の社会情勢を鑑み、生徒・保護者・地域のニーズ等に適切に配慮しながら、その後の学校の在り方について検討することになろうかと考えております。

○図師博規議員 統廃合を前提としないという 明確な答弁もありました。

適正規模が見直されたということはよいことですが、私の中では喜びが半分、怒りが半分あります。

適正規模の見直しを提言された学校教育計画 懇話会ですが、この懇話会の前身である学校教 育改革推進協議会でも、都農高校統廃合が協議 されているときに、適正規模を見直すべきや、 1学級40人を下回った場合でも存続させるべき だとの意見は多数出されていました。

しかし、当時の教育長答弁では、「高等学校の規模が小さくなると、生徒同士の切磋琢磨の学び合いの機会が減少する。また、学校規模は地方交付税の算定基礎となっており、学校全体の定員が減少すると教職員数が減少するため、生徒の進路希望に対応した幅広い教科の選択が限られ、さらに部活動の開設が制限されるなどの課題が生じるため、統廃合は進めていく」との一点張りでした。

にもかかわらず、ここに来て教育長の答弁は180度変わってきています。これは、当時の教育委員会の適正規模なり小規模高等学校に対する見解が誤っていたということなのでしょうか。教育長の見解をお伺いします。

〇教育長(日隈俊郎君) 今回の基本方針素案

におきましては、県立高等学校に求められる役割の変化等を踏まえ、生徒にとって魅力と活力ある教育環境を提供することができるか否かという視点に立ちまして、新たに全日制高等学校の望ましい規模の考え方を示しているところであります。

具体的には、情報化が高度に進展する中にあって、生徒がお互いに切磋琢磨する機会の確保や、生徒のニーズに応じた多様な教育課程の編成、生徒会活動や部活動の活性化等の視点を踏まえ、教育効果がよりよく発揮できているかどうか、広く様々な角度から総合的に検討していくこととしております。

○図師博規議員 大変理解に苦しむ答弁だと思います。今の答弁は、統廃合を進めるときの答 弁とほぼ同じです。

小規模校がゆえに統廃合を進めるとするのか、小規模校だからこそ魅力ある高校を目指し存続させるのか、いわゆる解釈の違いだけです。

なぜ、都農高校の協議をされるときに、今の ような前向きな解釈がされなかったのか、非常 に悔しいところです。

それでも、これからの小規模校存続のために 質問を続けます。

来年度から新たに動き出すことになる県立高 等学校教育整備基本方針ですが、この方針によ り、学力向上のみならず、郷土愛を醸成するこ とにより、郷土に帰ってくる、宮崎を支えるこ とになる人材を育てる教育が展開されることを 大いに期待するものでありますが、再度教育長 に、この新たな基本方針が目指すものと、小規 模高等学校を守り、また伸ばしていくその気概 をお聞かせください。

〇教育長(日隈俊郎君) 今回の基本方針素案

では、地域と学校の連携・協働の充実や、IC Tを活用した教育の推進などの取組を通しまして、高等学校教育の質の向上を図ることを示したところであります。

また、学校や地域社会等と丁寧な意見交換を 行いながら、各学校のスクール・ミッションの 再定義を行いまして、地域における高等学校の 役割を明確にし、さらなる教育活動の充実を進 めてまいります。

特に小規模校につきましては、地域住民等が 学校運営に参画することができるコミュニティ ・スクールなどを活用しまして、学校と地域と の連携をより一層深め、生徒にとっても、また 地域にとってもなくてはならない存在の学校と なり得るよう、魅力と活力ある県立高等学校づ くりに取り組んでまいります。

○図師博規議員 期待しております。

都農高校の統廃合が議論される際には、私は 地区部会や教育委員会の傍聴を申し出たところ でありますが、全て非公開とされました。

「せめてそのときの議事録を」と求めたところ、半分以上が黒塗りされ、発言内容が全く分からない議事録となっており、閉ざされた中で統廃合が決定されたことが、今でも沸々と思い出されます。

今後、学校の在り方を検討される際には、透明性の高い議論が確保され、また、地域や生徒の思いが反映される協議がされることを切に願い、次の質問に移ります。

先日、特別支援学校に通学するお子さんを育 てられている保護者の方々と意見交換をしてま いりました。

あるお母さんからはこんな話がありました。 「私の子供は自立心が芽生えてきたのか、「お 母さん、僕の世話ばかりをしていなくていい。 お母さんのやりたいことをやってほしい」と言ってくれました。でも、現実は学校への送迎から日常生活の介護はほぼ私がやっており、状態が悪くなると病院に連れていくことも度々あるため、パートで働くことすらできていません」。

また、別のお母さんからは、「息子は、地元にある特別支援学校に通わず、宮崎市内の特別支援学校にスクールバスで通学してくれています。それは、遠くの学校に通うことで、早い時間にスクールバスに乗り、下校時も遅く帰ってくることができ、私の手を離れる時間をつくってくれているのです。おかげで私はパートの仕事ができています」。

これらから、障がい児を育てる環境が親任 せ、特に母親任せになっている現状を認識しま した。

障がいがあるがゆえに通学が困難であって も、どの地域からでもスクールバスが利用でき るべきですし、障がい児を育てながらでも就労 できる環境整備は必要です。

そこで、県内13校ある特別支援学校のスクールバスの運行内容と現在の利用状況を、教育長にお伺いします。

○教育長(日隈俊郎君) 特別支援学校のスクールバスにつきましては、これまで順次整備を図ってきたところでありますが、現状では、延岡しろやま支援学校の4台、みなみのかぜ支援学校及び清武せいりゅう支援学校の3台をはじめ、何とか8校に19台を配置しておりまして、登校時には351名の児童生徒が利用しております。

下校時には、放課後等デイサービスを利用する児童生徒が多いため、181名の利用となっております。

運行していない学校は、都城さくら聴覚支援 学校、赤江まつばら支援学校、日向ひまわり支 援学校、児湯るぴなす支援学校、延岡しろやま 支援学校高千穂校の5校となっております。

○図師博規議員 ある支援学校には4台、また 3台と複数台が配置されていて、まだ1台も配置されていないのが5校あるということです。

一日も早くこの地域間格差を是正していただき、どの地域に住んでいても通学ができるスクールバスの配置を実現していただきたい。

では次に、特別支援学校に通学する生徒や医療施設等で療養中の生徒の中に、医療管理レベルの高い、医療的ケアを必要とする医療的ケア児がおられます。

この医療的ケア児の状況と、この医療的ケア 児がスクールバスをどのように利用しているの かについて、教育長に伺います。

○教育長(日隈俊郎君) 特別支援学校に通学 している医療的ケアが必要な児童生徒は、清武 せいりゅう支援学校に19名、都城きりしま支援 学校に10名、延岡しろやま支援学校に8名な ど、8校に在籍しておりまして、合わせて55名 となっております。

特別支援学校において医療的ケアを開始しま した平成16年度の対象者は、特別支援学校5校 で18名でしたので、37名増加しております。

なお、医療的ケアが必要な児童生徒は、ス クールバスを利用しておりません。

- ○図師博規議員 今の御答弁では、本県の医療 的ケア児の方々はスクールバスを利用していな い、利用はゼロだということでしたが、なぜゼ ロなのか、教育長、もう一度お願いします。
- ○教育長(日隈俊郎君) 医療的ケアが必要な 児童生徒は、健康状態の維持のため、登校時の 保護者との引継ぎが重要でありますことから、

通学につきましては、現在、保護者に送迎をお 願いしているところであります。

仮に、頻繁に医療的ケアが必要な児童生徒を スクールバスに乗せた場合でございますが、ケ アを行う際にバスを停車する場所の確保や、ケ アに要する時間が必要となります。

また、本人のみならず他の児童生徒にとって も、長時間乗車による体調変化などのリスクが 高まることや、出発時間が早まることによる保 護者の負担増が懸念されます。

これらの理由から、現在、医療的ケアが必要な児童生徒の通学におけるスクールバス利用は 行っていないところであります。

○図師博規議員 全国的には、医療的ケアを実施している特別支援学校は491校あります。そのうち、スクールバスでの乗車通学を実施している学校は実に221校あり、そのうち看護師がスクールバスに同乗している特別支援学校は12校あります。

ほかにも工夫している自治体はあります。滋賀県や熊本県では、県教育委員会が訪問看護ステーションに委託して、タクシーに同乗する看護師を確保して、スクールバスに代わる通学送迎体制を整えていたり、長崎県では、福祉サービスの移動支援の枠組みで、社会福祉協議会の看護師の資格を持つヘルパーが、民間のマイクロバスに同乗して通学を支援したりしています。

また、本県でも、高鍋町では高齢者施設のデイサービス送迎車に看護師が乗車していることから、その送迎車両を増便したり、空きスペースを利用したりして、医療的ケア児の通学支援ができないかの検討が始まっています。

では今後、県として、この医療的ケア児の通 学支援体制の整備についてどのようなお考えが

あるのか、再度、教育長にお伺いします。

○教育長(日隈俊郎君) 障がいの程度が重い 児童生徒の保護者の中には、スクールバス乗車 を希望しない方もおられますが、保護者の送迎 に係る負担が大きいことは理解しております。

そのため、例えば、医療的ケア児童生徒であっても、スクールバス乗車中にケアが発生しない児童生徒につきましては、保護者が希望される場合はスクールバスに乗車させるなど、負担軽減につながる様々な方法の可否について、医療や福祉等の関係者とも協議をしてまいりたいと考えております。

さらに、安全に運行するための万全の方策と して、添乗員の研修など、検討する必要がある と考えているところであります。

○図師博規議員 今、御答弁にあったとおり、 スクールバスの利用を希望されていない保護者 がいらっしゃるのは、その支援体制が整ってい ないからです。

答弁にありましたとおり、看護師を同乗させることが難しいのであれば、添乗員の方々に、 喀たん吸引等ができるような研修を受けさせた 上で乗車してもらう等の支援体制のありよう は、ぜひぜひ検討を進めていただきたいと思い ます。

他県の例にもあるように、今後、ぜひ医療的 ケア児に手が届くようなサービス展開を期待い たします。

次に、特別支援学校の後に障がい児が過ごす 環境について伺ってまいります。

現在、県下に放課後等デイサービスなどの障がい児の一時預かりをする事業者は、どのような事業者がどれぐらい整備されているのか、また、そのうち医療的ケア児を受け入れる事業所が何か所あるのか、これは福祉保健部長にお伺

いします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 特別支援学校 等の児童生徒の放課後利用を想定した障害福祉 サービスである放課後等デイサービスにつきま しては、児童発達支援管理責任者等を配置し、 機能訓練や地域との交流の場などを提供してお ります。

令和元年度現在、県内に146か所ありまして、 そのうち、重症心身障がい児など医療的ケア児 に対応する事業所は10か所、児湯地区では、国 立病院機構宮崎病院が実施しております。

事業所の開設に当たりましては、看護師などの人材確保のほか、費用と報酬の不均衡等が大きな課題でありますが、令和3年度からのサービス等報酬改定において、医療的ケア児の支援に対する基本報酬が新設されました。

今後、これらの周知を行いつつ、週末などの 利用が見込まれる医療型短期入所も含め、事業 所の掘り起こしに努めてまいります。

○図師博規議員 さらなる整備の拡充を待ち望んでいる保護者の方は、たくさんいらっしゃいます。

障がい者福祉に関する質問を続けます。

視覚障がい者に青信号になったことを音で知らせる音響式信号機が整備されています。2019年度末現在で、全国に約2万4,000基設置されている音響式信号機のうち、8割を超える音響装置が稼働時間制限されていることが報道されました。

制限されている理由は、近隣住民からの苦情を受けて対応していたり、利用頻度が低いなどの理由で、警察本部判断で稼働時間を決めておられるようです。全国的には、2015年度以降だけでも、視覚障がい者の歩行中の事故件数は77件発生しており、うち20件は音響式信号機のな

い横断歩道で起きており、音響機能の稼働時間 外でけがをしたケース、事故も複数あり、東京 都では、稼働時間外で赤信号と気づかずに横断 してしまい、死亡事故が発生している。

本県の音響式信号機の設置状況と稼働時間を制限している割合はどれほどあるのか、また、 運用状況につきまして、警察本部長にお伺いい たします。

○警察本部長(阿部文彦君) 県内には、303か 所の音響式信号機が設置されており、そのうち 9割以上について、午後9時から午前7時まで の時間帯を中心に、稼働時間の制限を設けてお ります。その理由につきましては、視覚障がい 者の方の道路横断状況や車両の交通量、さら に、周辺住民の生活環境への影響などを考慮し たものであります。

他方、夜間においても、視覚障がい者の方の 利用がある商業施設や繁華街、駅周辺などの一 部交差点については、稼働時間の延長を行って います。また、視覚障がい者団体などからの要 望があった場合には、個別具体的に運用時間の 変更の必要性を検討するなどして、改善を図っ ているところであります。

今後とも、音響式信号機の的確な運用が図られるよう、視覚障がい者団体など関係機関・団体と必要な意見交換を行うなど、適切に対応してまいります。

○図師博規議員 県内は全国よりも制限が大き く、9割以上が時間の制限がかかっており、夜 7時から朝7時まで制限されている信号機が多 数であるということでありますが、果たしてそ れが、視覚障がい者の方々の生活様式に合って いる制限なのか、いま一度、視覚障がい者団体 の方などと情報交換していただき、安全確保に 努めていただきたい。

※ 294ページに訂正発言あり

事故が起こってからそれを見直すというよう なことにならないように、ぜひ、その対応をし ていただきたいと思います。

続きまして、今年度のコロナ対策関連につい て伺ってまいります。

今回、2月補正予算に計上されているコロナ 対策関連予算を加えると、今年度911億3,000万 円余の事業展開がされることになります。その 事業内容は多岐にわたりますが、果たして今年 度の事業で、困窮する県民の生活を守ることが できたのでしょうか。

もちろん、コロナ対策は今後も続きますし、 アフターコロナを見据えた事業展開の準備も必 要であり、決断とバランスが知事には求められ ています。

そこで、今年度のコロナ対策関連事業に限 り、十分な対策が講じられたと考えられている のか、知事の所見をお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 新型コロナ対策につきましては、まずは、県民の皆様の命と健康を守ることを第一としまして、必要な感染防止対策を講じ、病床や宿泊療養施設の確保、検査体制の充実強化、県民や事業所における新しい生活様式の定着などを進めたところであります。

また、経済や雇用の面につきましては、事業継続のための資金繰り支援や雇用の維持、その時々の感染状況に応じた応援消費や市町村と連携した消費喚起など、必要な対策を機動的に実行し、地域経済の維持・活性化も図ったところであります。

このような取組を進める中、特に第3波への対応に当たりましては、首都圏や関西圏でもいろいろ動きがある中で、全国でも最も早いタイミングで県独自の緊急事態宣言を発令し、県民の皆様の御理解と御協力の下、早期の鎮静化を

図ることができたものと考えております。

感染拡大防止、それから社会経済活動の両立は、今後も困難なかじ取りになると考えておりますが、引き続き、関係団体や市町村等と緊密に連携しながら、危機の克服、そして本県のさらなる成長につながるような新たな取組も、しっかりと前へ進めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 このコロナ対策は、やらなければならないことは次から次にあり、これでやり切ったという答えがないというのが答えでしょう。

だからこそ、やれることは一般財源をかき集めてでもやるべきであり、県民・住民の暮らしを守る、また、それに即応する政策展開が必要であります。

福井県は、全国的にマスクが品薄であったときに独自のルートでマスクを確保し、全世帯にマスク購入券を配付したり、北海道では、コロナで影響を受けるエンターテイメントに関わる事業者に一律25万円を給付、茨城県では、コロナ患者を受け入れた医療機関に、患者1人当たり100万円を交付する基金を、県予算と県民の寄附で創設しています。

では、本県において、コロナ対策の中で財政 調整基金を含む一般財源の中から措置した対策 費と県独自の事業がどれほどあるのか、あった のか、総務部長にお伺いします。

○総務部長(吉村久人君) 令和2年度、各補 正予算におきまして、コロナ対策として計上し た予算総額は、先ほど議員から御指摘がありま したように約911億円でありますが、これらの財 源のうち一般財源は約4億円で、全体の予算額 に占める割合は約0.4%となっております。

また、コロナ対策に係る事業のうち、全額を

一般財源で措置したものはありませんが、地方 公共団体が、地域の実情に応じてきめ細やかに 必要な地方単独事業を実施できるよう、自由度 の高い交付金として交付されます地方創生臨時 交付金を活用して、全国に先駆けて飲食関連事 業者等への緊急支援を実施するなど、本県独自 の各種施策に取り組んでおります。

○図師博規議員 911億円のうち0.4%しか一般 財源からの持ち出しはなく、県単独事業の展開 は1つもない。全て国からのスキームに沿った 対策事業であったという答弁でした。

もちろん、県債発行をしてまで対策を講じることは難しいにしても、今年度内の事業を積極的に見直し、予算の組替えをして対策事業に充てるべきだったということを、私は6月の定例議会の一般質問でも申し述べております。

特に、コロナ禍の移動制限の影響で執行が困難な全職員の旅費・交通費や、県が主催する事業の総額、これらは30億円を超えます。このうち多額の執行残となることが容易に予想されたので、早期に一般財源から組み替え、対策事業化すべきだったと私は考えますが、なぜできなかったのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長(吉村久人君) コロナ対策につきましては、その時々に応じた事業を構築し、必要となる補正予算を計上してきたところであります。

一方で、執行残が見込まれる事業につきましては、令和2年度2月補正予算案において減額補正を行っており、この執行残につきましては、県税の減収など令和2年度の歳入減への対応に加え、令和3年度当初予算や危機事象への備えなどの財源を確保する必要があることから、財政関係2基金に積み戻すなどしたところであります。

また、引き続き、コロナ対策に万全を期す必要がありますことから、2月補正予算案において、感染拡大防止策や医療体制の整備、生活支援など、コロナ対策として109億円余の補正予算を計上するとともに、国の第3次補正予算に対応する国土強靱化等の予算を計上しており、2月補正予算案は、全体で増額補正となったところであります。

○図師博規議員 現在、飲食店等の閉店は続出 しており、自殺者も増加しています。執行残を 基金に積み戻すのではなく、県民の生活を守る ための事業化をすべきだったのではと、私は考 えます。

予算執行について、バランスは必要ですが、 来年度につきましては、積極的な判断とその執 行をしていただきたいと思います。

続けます。コロナ感染が疑われる方々の中には、無症状の方も少なくありませんし、仕事上、県外を往来せざるを得ない方々や飲食店経営者などからは、感染していない証明としての予防的PCR検査を求める声も寄せられています。

都市部では、民間企業で、主要駅周辺や商業施設に隣接する形で自費検査を受けられる体制がありますが、本県にはそのような民間企業はありません。

無症状の方でも検査が受けられる医療機関が本県にあるのか、あるのであれば、県民に届く情報として医療機関を公表できないものかと考えますが、福祉保健部長のお考えをお聞かせください。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 新型コロナに つきましては、PCR検査を希望する方が自己 負担で検査する、いわゆる自費検査でございま すが、12月から1月にかけて、県内の医療機関 に対し検査実施状況の調査を行っております。

調査の結果、58の医療機関が実施するということで、この情報につきましては、受診・相談センターや保健所等と共有しており、自費検査を希望される方から相談があった場合には、身近な複数の医療機関を御案内しているところです。

なお、公表可能とした16の医療機関につきましては、これまでの厚生労働省のホームページに加え、以前議員からも御指摘がありました、 県ホームページでの周知につきましても、昨日 掲載させていただいたところです。

○図師博規議員 すばらしい対応だと思います。

民間の医療機関でそういう予防的な検査を受けることができるということは、県民のさらなる 危機管理、リスク管理にもつながっていきます ので、この情報が広く県民に伝わることを希望 しております。

次の質問に移ります。

先日、川南町にお住まいの高齢者から相談が あり、御自宅まで行って話を聞いてまいりまし た。

内容は、70歳代の奥様が脳梗塞で倒れられ、何とか退院はできたものの右半身に麻痺が残り、車椅子での生活となり介護が必要となってしまいました。御主人も80歳になられるので、妻を介護しながらの生活は到底長続きはしないと途方に暮れていたところ、町外で看護師をしておられる娘さんが、両親の生活を支えるため、家族ごと実家の近くに引っ越してきてくださるということになったそうです。

幸い、実家に隣接する空き地があったので、 そこに家を建て、介護をしながら仕事に通い、 子供たちは通学ができると計画を進めていたと ころ、その空き地は20年以上も使用されていない農地、いわゆる荒廃農地であったため、役場に家を建てるための転用の相談に行くと、その土地は農業振興地域内にあり除外はできない、つまり農振除外はできないと門前払いされたということでした。

私は、その土地を実際確認し、どう考えても 転用できないという行政の対応に納得がいか ず、農業振興地域に関する法律を徹底的に調べ ました。

その土地は僅か50坪足らずの広さです。ここを農振除外するための5つの条件とそれに付随する20以上の項目と全て照らし合わせてみました。

例えば、農振除外する面積は必要最低限であるか、農地の団地化や集積に支障はないか、周辺農地の大型農業機械や病害虫防除作業に支障はないかなど、全ての条件をクリアしていることを確認しました。

それを持って県農林振興局と協議したところ、「農振除外に関しては、農業振興地域整備計画を策定する町からの変更申請が上がってくることが前提となる」と言われ、再度、町側に相談に行くと、町は、「振興局と協議したところ、内容変更を上げるまでもなく、現状の制度から判断して農振の除外は難しい」と指導があり、まさにあっちに行きこっちに行きのたらい回し状態になっています。

なぜ、農振除外ができる確認事項を満たしているのに、農振除外できない土地があるのか、その取扱いがどのようになっているのか、今回取り上げたケース以外にもあります。それらの取扱いについて、農政水産部長にお伺いいたします。

〇農政水産部長(大久津 浩君) 農用地区域

内の農用地を転用目的で除外するためには、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振 法に規定されている5つの要件を全て満たす必要がございます。

議員御指摘のとおり、主なものといたしましては、農用地の集団化や農作業の効率化など、 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がない ことや、担い手に対する農用地の利用集積に支 障がないことなどとなっており、一方で、公共 性が高い事業等では除外ができる場合もござい ます。

なお、農用地区域内の農用地に住宅を建設する場合には、農用地区域からの除外のほか、農地法の農地転用許可を受ける必要がございますが、第1種農地と判断される広がりのある農地や、良好な営農条件を備えている農地では、優良農地を確保する観点から、一部の例外を除きまして、原則、許可できないこととなっております。

○図師博規議員 私には、今回のような農地転用に関する相談は年々増えてきています。

農業従事者の高齢化や担い手がいないことが その原因であると思われますが、ゆえに、農地 転用を積極的にして、住民の暮らしを守る行政 判断が、今後やっぱり求められてきます。今も そうです。

平成26年、農林水産省は、農地集積・集約化を進める主体として、各都道府県に農地中間管理機構を設置し、担い手が利用する農地面積を、10年で当時の5割から8割まで引き上げるという目標を定めました。

しかし、生産性の低い農地が耕作放棄地となり、そこが長年放置されて荒廃農地となり増加 し続けています。

本県における農地集積と荒廃農地の状況がど

うなっているのか、農政水産部長にお伺いいた します。

〇農政水産部長(大久津 浩君) 担い手に集積されました農地の割合につきましては、農地中間管理事業が開始される前の平成25年度が45.0%、直近の令和元年度が50.8%と、この6年間で5.8ポイントの増加となっております。

なお、令和2年度の農地中間管理事業の貸付 面積は、前年度に対し、約1,400ヘクタール増 の2,941ヘクタールとなっておりまして、過去最 高の実績が見込まれますことから、今年度末に は、担い手の集積率もさらに増加する見込みで ございます。

また、荒廃農地の面積につきましては、平成25年が2,724へクタール、直近の令和元年が、耕地面積の4.3%に当たる2,818へクタールとなっており、同じく6年間で94へクタール増加しておりますけれども、こういった荒廃農地の面積につきましては、九州内では最も少ない面積となっておるところでございます。

○図師博規議員 農地の集積率は、現在でも50.8%、8割にはまだまだ道半ばであります。加えて、荒廃農地は6年間で94へクタールも増加となっています。ちなみに94へクタールは、サンマリンスタジアム約60個分に相当する面積でもあります。

では、耕作放棄地を含め、県内の農振除外申 請はどれほど上がってきているのか、また、そ の除外理由はどのようなものがあるのか、再び 農政水産部長にお伺いします。

〇農政水産部長(大久津 浩君) 要件を満た して農用地区域から除外しました件数は、年度 ごとにばらつきはございますけれども、直近5 か年の平均で年間205件となっております。

その内訳といたしましては、太陽光発電や事

業所の施設用地などの商工業用地が56件の27%、住宅用地が49件の24%、植林が30件の15%、その他が70件の34%となっております。

○図師博規議員 年間平均でも200件を超える除外の申請があることが分かりましたし、あくまでも答弁にあった数字は、市町村の農業委員会から各農林振興局に相談があり、申請後も県の同意をスムーズに得られた件数であって、今回、私が相談を受けたように、事前に相談に行っても、変更申請すら上げてもらえない、門前払いされている農業用の振興地域除外の申請は多数あります。

荒廃農地を守ることが優先され、そこで生活 しようとする住民の暮らしが排除されるという ことは、まさに本末転倒で、これは行政指導の 矛盾だと私は思います。

荒廃農地は、法律で、また制度で守らなきやいけない。でも、そこに人が暮らしたい、そこで親の介護をしたい、そういう気持ちになぜ寄り添えないのか。

全国的には、独自の農用地区域変更規定を設け、軽微な農振除外を積極的に行っている自治体もあります。

そのためにも、県と市町村が連携して、農用 地区域からの除外に関する規制の緩和策を検討 していくべきと考えますが、再度、農政水産部 長の見解をお伺いします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 農振法は、 優良農地を確保し、農業施策を計画的に推進す ることにより、農業の発展と適正な土地利用調 整を図ることを目的としており、法律に定めら れました要件を、県の裁量で一律に規制緩和す ることは難しいと考えております。

しかしながら、農業上の利用が見込めない農 用地につきましては、農業以外の用途で活用を 図ることも、地域活性化の観点から有効な手段 の一つであると考えております。

例えば、農地転用許可は、直近5か年の平均で849件の住宅用地を許可しておりまして、多くが第2種、第3種農地のような生産性の低い農地で誘導が図られております。

なお、今回の案件につきましては、町や農業 委員会から伺っている情報では、現地が農用地 区域、いわゆる青地の中央部に位置し、既に建 設されている住居につきまして、農地法、農振 法の手続がされていないと伺っておりますが、 詳細についてはまだ不明でございますので、今 回、私もこれをお聞きしまして、再度、職員の ほうに、現地なり詳細な調査をするように指示 したところでございます。

いずれにいたしましても、除外案件につきましては、案件ごとに計画の内容や地域の実情などをしっかり確認・精査し、農業委員会や市町村の意向及び関連法令も踏まえて、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○図師博規議員 部長が大変詳細な情報を収集 いただいているのは、大変ありがたく思います し、ここで突き詰めていくと、私も過去の行政 記録のお話からしたいんですが、今日はもう時 間がありませんのでやりませんが、非常に前向 きな答弁をいただいたと思っております。

私は、今回の質問を作成するに当たり、高校がなくなる地域住民の立場、そして医療的ケア児を育てる親御さんの立場、さらに親の介護をしながら一緒に暮らしたいという家族の立場になって、行政のあるべき姿というものを考えさせられました。

行政は、計画や規定、現行制度を守るだけが 仕事ではなく、県民の暮らしを守ることこそが 仕事であり、暮らしを支えるために、いかに規 定や制度を多面的に使いこなしていくか、その 姿勢が重要であります。

今後も執行部の積極的かつ柔軟な行政判断を 期待いたしまして、私の質問を終わらせていた だきます。(拍手)

- 〇丸山裕次郎議長 次は、蓬原正三議員。
- ○蓬原正三議員〔登壇〕(拍手) 最後の質問になります。もうしばらくお付き合いください。

「いつものように」という詩があるそうです。「ねているあいだに じしんもかじも かわったことはなんにもなくて いつものように あさをむかえる そんななんでもないことが とってもとてもしあわせなんだ かぞくのみんなに びょうきもけがも かわったことはなんにもなくて いつものように きょうをいきている そんななんでもないことが とってもとてもずばらしいんだ」というものです。

島根県の友人が、小学校1年の孫の国語の教 科書に載っていたものを手帳に書いていて、機 会あるごとに人に聞かせているのだそうです。 島根の友人はがんを患いました。

新型コロナが発生して1年。多くの命が奪われ、多くの感染者の方々がつらい思いをされたことを思うと、この「いつものように」という詩がじわじわと心にしみてまいります。島根の友人はなおさらのことだったのだろうと思います。

東日本大震災で我々は絆の大切さを再認識しました。しかし、ここに来て、人と人を疎遠にし、その絆を引き裂くかのような新型コロナウイルスの蔓延であります。我々は、このウイルスとの戦いに負けるわけにはいきません。人知を尽くし、絆をさらに強くし、あらゆる手段を講じて、いつもの日常を取り戻すべく、新型コ

ロナの撲滅に向けて頑張ってまいりたいものだ と考えます。

質問の内容が乏しい分、前置きが長くなりま したが、知事に2件伺います。

コロナ禍によって、これまでの社会のひずみ や矛盾・無理等が表面化する中、社会に、先行 き不透明感から来る不安感が漂い始めておりま す。

誠に残念なことですが、評論家の中には、「日本社会の衰退」という言葉を公然と使う人も出始めました。これから本県は、この先一体どこを目指していくのか、司馬遼太郎氏の本の題名を借りれば、知事には「坂の上の雲」を示してほしいのであります。

過去、お隣鹿児島県の総合計画には「偉大な 鹿児島の創造」というのがありました。本県に おいても、県民が共有できるような、分かりや すい将来像が必要かと思います。

さきの議会で、知事は、長期ビジョンの見直 しに着手する旨、答弁されていましたが、今の 思いをお聞かせください。

次に、コロナの発生以降、特に懸念されたのは、医療崩壊でありました。医療崩壊に端を発して、友人と組織の在り方について、「働かない蜂」の話をしていたところ、荘子の言葉「無用の用」を知りました。「人は皆有用の用を知りて、無用の用を知るなきなり」の言葉で、一見役に立たないように見えるものが、真に役に立っているのだと知るべきであるという意味だそうです。例えて言えば、「自転車は、その左右に道幅があるからこそ、5センチ程度の幅の上を走ることができる」ということではないかと思います。

この言葉の説明書きには、「一見役に立たな いと思えるものこそ、真に役に立つものだ。仕 事において、無駄を省くことは大切だが、効用 のみにとらわれて、「無用の用」まで切り捨て てしまわないように」と、解釈がついておりま す。

医療の世界も含め、アフターコロナの社会はゆとりある社会であってほしいと願うものであります。「無用の用」を大切にし、いつでも非常時に備えることのできる社会であります。

さて、アフターコロナ社会のありようはどうなるのか、どうするのか。いずれにしろ大きな社会の変革は否めません。難しい問題ではありますが、本県のトップリーダーとして、これからの社会のありようについて、政治家河野俊嗣としての御見解をお聞かせください。

あとは自席で行います。(拍手) [降壇] 〇知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、本県の将来像についてであります。

新型コロナという歴史的な危機に直面する中、私に課せられた大切な役割は、県民の皆様の暮らしや経済をしっかりと支えていくとともに、未来への道しるべを掲げ、先頭に立って新しい時代を切り開いていくことにあると考えております。

急速に進展する人口減少下において、今回のコロナにより、私は、地方回帰による新たな人材の取り込みや、本県の強みとデジタル技術とを掛け合わせた、暮らしや産業のイノベーションの推進とともに、医療・福祉の充実や、防災・減災対策による安全・安心な暮らしの確保、さらには、中山間地域の魅力向上や多極分散型社会に対応する地域づくりなどが重要になってくるものと考えております。

今後、新たな長期ビジョンの策定に当たりま しては、このような考え方の下、様々な社会変 化や科学技術の進展なども見据えながら、本県の目指すべき将来像を、議員からも御指摘ありましたように、分かりやすくお示しできるよう、しっかりと検討を進め、あらゆる人々が地域の担い手として、夢や希望を持って生き生きと活躍する社会の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

次に、コロナ後の社会のありようについてで あります。

コロナ禍の中で、私たちはいろいろな気づき の機会を得ることができているように思いま す。

蓬原議員から、「無用の用」という言葉により、今後の社会のあるべき姿についての示唆がございました。歌人の俵万智さんも、コロナ禍での気づきを短歌にしておられます。「濃厚な不要不急の豊かさの 再び灯れゴールデン街」というものでありまして、何気ない日常の大切さ、豊かさ、それに触れておられるところであります。

私も、人と人のつながりや組織の在り方、経済活動などにおいて、ゆとりや遊びといった言わば「のり代」の部分が、このコロナ禍の中で改めて見直されたのではないかと考えております。

世界に目を向けますと、過度のグローバル化 や経済効率を優先した拡大成長路線の転換や見 直しが迫られ、国内では、東京一極集中の社会 構造や価値観から抜け出す動きが見られます。

こうした動きは、これまでの効率優先だけでは社会が立ち行かなくなったことを示すものでありまして、これはまさに、本県が取り組んでおります経済的な豊かさと、お金には代えられない価値が調和した、新しい豊かさへの挑戦と軌を一にするものだと考えております。

今後とも、議員御指摘の視点も踏まえなが ら、コロナ後を見据えた持続可能な社会づくり に向け取り組んでまいります。以上でありま す。 [降壇]

○蓬原正三議員 福祉保健部長にお尋ねいたします。コロナに関する県民の素朴な声についてお答えください。

外国のワクチンは怖い。なぜ、日本でワクチンが開発できないのでしょうか。よろしくお願いします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 現在、日本で確保しているワクチンにつきましては、ファイザー製など、海外製のみとなっております。

現在、国産ワクチンの開発についても進められているところですが、使用までには至っておりません。

これまで、国内でのワクチン製造は中小企業が担い、研究開発も進んでいない状況にありました。また、海外では大手企業が参入し、米国のワクチンの研究開発費は、日本の12倍以上とも言われておりまして、こうした研究開発の遅れが、国産化が遅れている大きな理由と考えております。

このため、国家レベルでの研究開発の支援が 必要と考えますことから、国に対して、大胆な 基金の創設など資金投入を行い、国産ワクチン 製造の支援について要望しているところです。

○蓬原正三議員 次に、接触アプリCOCOA についてお尋ねします。

私も福祉保健部長のお勧めでアプリをダウンロードしました。しかし、残念ながら今はほとんど使用しておりません。

なぜかというと、アプリとしては機能上完全 なのでしょうが、陽性となった方々が100%、陽 性の事実と処理番号を登録していただいて初め て、その機能を発揮できるからであります。

感染防止の観点から、陽性者が登録しなくても済むような仕組みであれば、登録者も増えるのではないかと考えますが、現在のCOCOAの状況と今後の対応について、福祉保健部長の御見解をお聞かせください。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 新型コロナ接触確認アプリCOCOAにつきましては、スマートフォンを利用し、新型コロナ陽性者と接触した可能性について通知を受けることができるもので、厚生労働省が開発したアプリです。

全国でのダウンロード数は約2,567万件となっておりまして、その利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されております。

このため県でも、県ホームページや県政番組、知事会見等、様々な機会を通じてCOCOAの利用促進に努めております。

また、「隗より始めよ」の観点からも、県庁職員の中で約9割の職員が利用しておりまして、周囲への活用の呼びかけも行っております。

今後とも、陽性者に対して、陽性者情報の登録をお願いするとともに、さらなる利用促進を図ってまいります。

○蓬原正三議員 アプリをダウンロードした人は、誰がダウンロードしたか分からないわけですから、分からない人が陽性登録するというのは、それはもうちょっと簡単なことじゃないかなと思います。ぜひ、国のほうにそういう声を届けていただくとありがたいと思います。

研究費についてお尋ねいたします。

日本が研究論文数で世界的に順位を下げ、また、その引用数においても年を追って順位を下げているとのデータがあります。論文数では

約25年前、米国に次いで2位だったものが、近年では中国・米国・ドイツの次の4位、引用された論文数のトップ10%及び1%の順位では、ともに9位と下がります。論文数も減少し、引用される論文数も減少しているという寂しい現状にあります。

加えて、中国では「千人計画」と称して、日本の研究者をスカウトしているとの報道もあり、将来が危ぶまれます。

ただ、日本の研究費は、米国・中国に次ぐ第 3位ではあります。さて、目を転じて、本県の 研究費はどうなっているのでしょうか。

本県産業の振興を図る上で、研究開発費は未来への投資として大変重要であると考えます。研究費については、毎年本議会で聞いてまいりました。今回、4年ぶりの一般質問となります。4年前の研究開発費は約36億円であったと記憶しておりますが、新年度の予算額を総合政策部長にお伺いします。減っているのか増えているのか、そこのところもお願いします。

〇総合政策部長(渡邊浩司君) 人口減少や新型コロナにより社会経済状況が大きく変化する中、新たな技術や産業の創出につながる研究開発への投資は、極めて重要であると認識しております。

このため県では、様々な分野におきまして研究開発に取り組んでいるところであります。例えば、水温や潮流の状況等をリアルタイムで提供するシステムによります漁業の操業効率化ですとか、フード・オープンラボを活用した商品開発の支援など、本県の産業振興に貢献しているものと考えております。

御質問のございました来年度の予算でございますが、今年度比6.8%増の38億4,000万円余の予算をお願いしておりまして、搾乳ロボット導

入によるオートメーション化された飼育管理技術や、湿度の調整による農産物の鮮度保持技術の開発などに取り組むこととしております。

今後とも、長期的な視点に立って、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 新しい事業の芽を育てること も重要であります。今後、ポストコロナを見据 えながら、新事業創出など本県産業をいかに発 展させていくのか、総合政策部長の御見解をお 聞かせください。

○総合政策部長(渡邊浩司君) 新型コロナの 拡大により、様々な産業が構造転換を迫られて いる中で、本県産業が持続的に発展していくた めには、社会経済の変化に適応した多角化や新 事業創出により、新たな産業の柱を育てていく ことが重要になるものと考えております。

このため、今議会では、県内企業の多様な資源をICT企業のデジタル技術などとマッチングさせることで新事業創出を目指す「プラスデジタル推進事業」や、様々なビジネスの種を発掘し、クラウドファンディングも活用することにより、県民一丸となって事業化を支援する「「ひなたの芽吹き」ビジネスシーズ発掘支援事業」などをお願いしているところであります。

今後とも、新しい分野への挑戦や、新事業創 出に向けた取組を積極的に支援することによ り、本県産業の持続的な発展につなげてまいり たいと考えております。

○蓬原正三議員 初めての取組かと思います。 失敗を恐れず、積極果敢に取り組んでいただき ますようお願いします。

いよいよ自転車活用であります。

内田議員も11月の議会で質問をいたしまし

た。自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする自転車活用推進法が、平成29年に施行されました。

国においては、翌30年、自転車活用推進計画を作成、本県においてはその翌年、他県に先駆けて令和元年に推進計画が策定され、今年で2年目を迎えております。目標年次は令和10年、サイクルツーリズムやサイクルスポーツなどの推進がうたわれております。

そこで、まず知事に、自転車活用についてお 伺いいたします。

商工観光労働部観光経済交流局観光推進課、 宮崎県観光協会及び日本航空宮崎支店共作による、御当地情報発信フリーペーパー「宮崎タイムズ」のサイクリング便、猿田彦とのバーチャル対談で、知事は「自転車パラダイスみやざきを実現します」「サイクルツーリズムの盛り上がりにも期待してください」と述べておられます。

そこで、改めて自転車の活用を推進するに当 たって、まず知事の思いをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 自転車は、身近な外出から、通勤・通学、遊び、レジャー、スポーツなど、世代を超えて様々な年齢層が使う身近な乗り物でありまして、コロナ禍における生活スタイルにもマッチするものと考えております。

私も、もともとトライアスロンを趣味として おりますし、コロナ禍で屋外トレーニングが奨 励される中で、ロードレーサーやクロスバイク に乗る機会が随分増えており、綾や佐土原など にも行ったりしておりまして、大いに活用し、 また楽しんでいるところでもあります。

本県は、温暖な気候や美しい景観など、サイクリングに適した自然環境及び地域的特性を有しておりますことから、サイクルツーリズムや各種競技団体の合宿など、自転車を利用した観光・スポーツの振興が大いに期待できるものと考えております。

このため、自転車の安全な利用の確保や、本 県の特色を生かした観光・スポーツの振興、県 民の健康増進を図るため、令和元年に宮崎県自 転車活用推進計画を策定しまして、市町村や関 係団体と連携を図り、様々な施策を展開してい るところであります。

また今、九州全体でも知事会の連携の中で、 そういう自転車のツールなど、計画がなされて いるところであります。

引き続き、誰もが安全・快適に自転車を利用 することができる「自転車パラダイスみやざ き」の実現に向けて、自転車の活用推進に積極 的に取り組んでまいります。

〇蓬原正三議員 ありがとうございました。

以下、自転車活用推進計画に沿って順次伺います。

「(目標1) サイクルツーリズムの推進による観光振興と地域活性化」については、観光 関連部署、地域、団体との連携で、ある程度進 んでいるようですが、「〔施策2〕スポーツ キャンプ・合宿の誘致」では、実業団等自転車 チームの状況はどうなっているのでしょうか。 その現状と今後の取組についてお聞かせくださ い。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長(松浦直康君) 県では、 宮崎県自転車活用推進計画の施策の一つに「ス ポーツキャンプ・合宿の誘致」を掲げまして、 自転車を活用した練習を行う競技団体の合宿誘 致に取り組んでおります。

これまで、トライアスロン日本代表、それから、自転車トレーニングを行うスピードスケートナショナルチームなど、国内外のトップアスリートの合宿を積極的に受け入れており、また、大学や実業団等の競技団体の受入れも、昨年は延べ12団体となりまして、実績も年々増加しております。

また、19歳以下の自転車日本代表合宿が今月 末に行われますほか、今年夏の東京オリパラに 向け、イギリスとカナダのトライアスロン代表 等の事前合宿も予定されております。

県といたしましては、今後とも、本県の優れたトレーニング環境や受入れ実績をPRしながら、さらなる合宿誘致に努めてまいります。

○蓬原正三議員 「(目標2) 自転車を利用 しやすい都市環境の形成」、「〔施策3〕自転 車通行空間の計画的な整備推進」というところ では、宮崎市は大変進んでいるようであります が、宮崎市から西都市、宮崎市から綾町を結ぶ サイクリングロードが開通以来30年を経過し、 路面補修や案内表示等の充実を望む声が多くの サイクリストから寄せられております。アン ケート結果を見ても、自転車空間の整備を望む 声が一番多いようであります。

自転車通行空間の整備について、どのように 取り組んでおられるのか、県土整備部長、お聞 かせください。

○県土整備部長(明利浩久君) 自転車の活用 を推進するためには、安全で快適に走行できる 通行空間を確保することが重要でありますこと から、定期的なパトロールや維持補修等を行 い、自転車レーン等の安全確保を図っておりま す。 なお、議員御指摘のように、宮崎市と西都市 や綾町を結ぶ大規模自転車道につきましては、 整備から30年以上が経過していることから、路 面の整備を行うとともに、利用者の利便性向上 を図るため、案内看板等をさらに設置すること としております。

また、サイクルツーリズムによる観光振興を 図るため、日南海岸地域に設定しましたモデル ルートに、自転車の通行部分を示す矢羽根等の 路面標示を整備しますとともに、公共交通を補 完するものとして、シェアサイクルの普及促進 を図るため、市町村等と連携し、サイクルポー ト設置の支援等を行っております。

引き続き、関係機関と連携を図り、安全で快 適な自転車通行空間の整備に取り組んでまいり ます。

○蓬原正三議員 施策5では、「まちづくりと 連携した総合的な取組の実施」とありますが、 自転車活用推進のためには、市町村との連携と 併せ、市町村独自の取組が大変重要でありま す。

法第11条では、「県の計画を勘案し、市町村の活用推進計画を定めるよう努めなければならない」とされておりますが、市町村の計画策定の状況について、県土整備部長、お聞かせください。

ちなみに、県の計画の指標では、目標年 次2028年には全26市町村が策定するということ となっております。

〇県土整備部長(明利浩久君) 市町村の推進 計画につきましては、昨年度、宮崎市が策定を しており、現在、えびの市と綾町が策定作業に 取り組んでおります。

県内全域で、さらに自転車の活用を推進する ためには、まちづくりを担う市町村が、地域の 特性を生かした取組を行うことが重要でありますことから、議員御指摘のとおり、2028年度までに全ての市町村が計画を策定することを目指しております。

県としましては、様々な機会を通じて、助言や情報提供等を行い、市町村の計画策定を支援 してまいります。

○蓬原正三議員 「(目標3) 自転車事故の ない安全で安心な社会の実現」には、「〔施策 6〕交通安全意識の向上に資する広報啓発活動 や指導・取締りの重点的な実施」「〔施策7〕 学校における交通安全教室の開催等の推進」と あります。

いよいよ今年4月1日には、「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されます。特筆すべきは、自転車保険加入が義務化されることであります。過去には、男子小学生や男子高校生が加害者となる自転車事故において、1億円近い高額の賠償金が科せられたケースもあります。本県の保険加入率は、全国の56%に比べ38%と低い現状にあります。いざ事故となったら大変です。

そこでまず、「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知について、県の取組状況を、総合政策部長、お願いいたします。

○総合政策部長(渡邊浩司君) この条例は、 自転車の安全で適正な利用及び自転車損害賠償 責任保険等への加入義務などを主な内容として おりまして、来る4月1日の施行に向けて、広 く県民への周知に取り組んでいるところであり ます。

具体的には、啓発チラシやポスターを作成 し、市町村や学校、その他の関係機関・団体に 配布するほか、自転車販売店や保険会社、企業 等に周知の協力をお願いするなど、啓発に努めております。また、テレビやラジオ、SNSなど様々な媒体を活用し、若者から高齢者まで、幅広い世代に向けて、積極的な情報発信に取り組んでいるところであります。

今後とも、関係機関・団体とも連携の上、自 転車の関係する交通事故防止を図り、安全で安 心な地域社会づくりに取り組んでまいりたいと 考えております。

○蓬原正三議員 学校においては、子供たちの 事故防止のため、交通安全教室が行われている と思いますが、その取組について、改めて教育 長にお伺いいたします。

○教育長(日隈俊郎君) 県立学校における交通安全教室につきましては、警察や交通安全協会等の御協力をいただきながら、全ての学校で実施しております。

また、公立小中学校についても、同様に実施 していると聞いております。

内容としましては、児童生徒が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通ルールや危険回避、自転車の安全利用について具体的な指導を行うものでありまして、視覚に訴えたり、気づきを促したりといった工夫がされております。

今後とも、児童生徒を交通事故から守るという観点から、関係機関と連携し、交通安全の徹底に努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 「(目標4) 自転車を活用 したスポーツ活動と健康づくりの推進」では、 施策12で「自転車通勤の促進」がうたわれてお ります。県内一斉ノーマイカーデーやエコ通勤 強化月間等の実施は、環境負荷の軽減、健康増 進に加え、アフターコロナの新しい生活様式づ くりにも寄与します。 まずは県庁から、自転車利用の促進につながるノーマイカー通勤を展開してはどうかと思いますが、この取組について、環境森林部長にお願いいたします。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 環境森林部が 県の本庁域内所属の約2,700人を対象に行いまし た調査によりますと、約66%の職員がノーマイ カー通勤を行っており、このうち約半分が自転 車通勤をしております。

県ではこれまで、宮崎県庁地球温暖化対策実行計画において、毎週水曜日を「ノーマイカーデー」と定め、徒歩、自転車、公共交通機関の利用を推奨しておりまして、該当日には、自転車への転換も、若干ではございますが増加する傾向があります。

ノーマイカー通勤は、温室効果ガスの排出削減にも貢献いたしますので、今後、他県の事例なども参考にしながら、職員の自転車通勤の啓発に努めるなど、取組を進めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 「〔施策11〕サイクルスポーツの推進」の項では、宮崎県総合運動公園の自転車競技場の整備が述べられております。

現在、第81回国民スポーツ大会に向けて、陸上競技場や体育館、プール等の施設整備が着々と進められておりますが、自転車競技場、いわゆるバンクについては、令和2年度予算に基本設計費が計上され、改修方針について検討することとなっております。検討結果をお聞かせください。教育長、お願いいたします。

〇教育長(日隈俊郎君) 現在の自転車競技場につきましては、建設から40年以上が経過しまして、老朽化が著しいことから、劣化状況や施設基準の適合状況の調査などを基に、改修方法を検討してまいりました。

調査結果では、走路面の亀裂や沈下の拡大、 走路面を支える盛土部分の劣化のほか、走路の 幅員や外柵、インフィールドなど、基準を満た さない箇所も確認されたことから、抜本的な改 修が必要であると考えております。

また、維持管理等を含めた経済性では、既存施設よりコンパクトな走路での改修が安価であること、さらには、競技力向上や合宿誘致などにおいても有効であると考えられますことから、333.33メートル走路での改修を予定しております。

〇蓬原正三議員 ありがとうございました。

自転車競技場のバンクには250、400、500メートルなどがありますが、333.33メートルが今、主流です。このような状況から、自転車競技連盟としては、333.33メートルでの整備について要望を行ってまいりました。答弁をいただき、安心したところであります。

今後は、改修方針に沿って、抜本的な改修を しっかり行っていただきたいと思います。

その改修には、かなりの期間を必要とするのではないかと思います。自転車競技連盟としては、本県の自転車競技場の改修期間中は、お隣の鹿児島県で一昨年整備された根占自転車競技場を借りて、強化を図ることになると考えておりますが、同じ規格の自転車競技場が本県でも整備されることになりますので、国スポに向けた競技力の強化を、切れ目なく効果的に行うことが可能となります。

私も関係者の一人として、代表して厚くお礼 を申し上げます。ありがとうございました。

そこで、利用者の今後の活動計画にも影響が 出てくると考えられます、今後の整備スケジュールについて、どのように進められるのか、 教育長、お聞かせください。 ○教育長(日隈俊郎君) 施設の改修について でありますが、今年度実施した基本設計におい て、地盤調査や測量・実施設計の期間として10 か月程度、改修工事の期間として15か月程度が 見込まれております。

令和3年度当初予算では、このうち、地盤調 査や測量・実施設計を予定しております。

その後につきましても、必要な予算を確保 し、計画的に整備を進めてまいりたいと考えて おります。

○蓬原正三議員 最後に、計画の推進体制について、県土整備部長に伺います。

推進計画では、自転車活用推進本部を組織するとあります。市町村との連携も重要であります。自転車活用を進めるため、県の推進体制とこれまでの活動状況についてお聞かせください。

〇県土整備部長(明利浩久君) 計画に定めました目標を達成するために、平成30年度に、知事を本部長、各部局長をメンバーとする自転車活用推進本部を、また、その下部組織として、関係各課長をメンバーとする幹事会をそれぞれ設置しまして、各部局が連携して、全庁的に施策の推進を図る体制を構築しております。

これまで、それぞれの取組や進捗状況を共有 しますとともに、各取組の強化に向けて、 フィードバックを行っているところでありま す。

県としましては、引き続き、本部会議を司令塔として、国や市町村、民間団体との関係強化にも努め、自転車の活用推進に、しっかり取り組んでまいります。

○蓬原正三議員 県土整備部長に、自転車を 持っているかどうかは聞きません。

今までマイナーだった自転車が、今後は大変

メジャーになってくると、私は考えております し、その機運にあると思います。自転車活用推 進の取組を、引き続きよろしくお願い申し上げ ます。

中小企業振興について伺います。

知事は、初日の所信表明の中で、市町村と連携して「商工会機能の強化を図る」と述べられました。重ねて25日、日高博之議員の当初予算の事業構築についての代表質問に対し、商工観光労働部長からも、「商工会の機能強化に対応していきたい」と答弁をいただいたところであります。

そこで、当初予算にあります「商工会事務局 体制強化事業」についてお尋ねいたします。

まずは、本事業の概要について、商工観光労 働部長にお願いいたします。

○商工観光労働部長(松浦直康君) 商工会は、小規模事業者の身近な支援機関でありまして、特に今年度は、新型コロナウイルスに係る様々な経済対策の実施機関として、重要な役割を果たしていただいております。

一方、加入率の低下等により事務局長の設置 基準を満たさず、事務局長が設置されていない 商工会が増え、体制強化が課題となっておりま すほか、市町村のカウンターパートとして、地 域振興への貢献も、これまで以上に求められて きております。

このような状況に対応するため、来年度は、10の商工会の地域振興コーディネーター設置に対し、市町村と連携して支援し、事務局体制の強化を図ることとしたものであります。

こうした取組によりまして、今後、コロナで 疲弊した地域経済の復興、課題となっている事 業承継の推進、さらには、まちづくりや地域振 興等、商工会の機能強化につなげてまいりたい と考えております。

○蓬原正三議員 事務局長設置基準に満たない 商工会が18あり、今回は10商工会が対象と聞い ておりますが、残り8商工会の対応と令和5年 度以降の事業計画について、商工観光労働部長 のお考えをお聞かせください。当然、継続にな るものとは理解しております。

○商工観光労働部長(松浦直康君) この事業は、今後2年間で商工会の機能を強化するため、市町村や商工団体、商工会とも意見交換しながら体制を整備していくものでありまして、来年度は10の商工会に地域振興コーディネーターを設置するものであります。

この2年間で当面必要な体制を整備するものでありますけれども、商工会の役割は今後ますます重要になっていくと考えておりますので、中長期的な観点から、その維持充実を検討してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 ありがとうございました。

事務局長の設置は商工会の長年の課題でありました。行政と並び、地域活性化に果たす商工会の役割は大変大きく、特にコロナ禍にあっては、通常業務に加え、会員以外の諸手続も行うなど業務量は増大し、大変だったと聞いております。

そのような中、コーディネーターを配置する この事業は、行政との連携など、今後の商工会 活動に大きく弾みをつけるものであります。

連合会からの陳情要請や、我が会派の横田、 武田、安田議員の一般質問等を受け、市町村も 出費を伴うこの事業を半年でつくり上げていた だいたことは、高く評価したいと思います。 「日之影町の商工会もとても喜んでいる」との

「日之影町の商工会もとても喜んでいる」との 佐藤議員の言葉もお伝えしておきます。

商工会議所と商工会連合会で、「新型コロナ

ウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急アンケート調査」を実施されました。調査基準日は令和2年12月31日、実施期間は、商工会連合会が今年の1月14日から17日、商工会議所連合会が今年の1月21日から29日でありますので、緊急事態宣言に入ってからの声もかなり入っていると思われます。前年同期に比べ、6割を超える事業者が売上げを減らしております。

調査結果を見ますと、設問6の「国・県等に 望むことや期待している支援策」については、 「給付金・助成金の拡充」「感染対策の徹底」 「税等の減免措置」「感染状況や支援策等情報 の迅速な提供」「休業や営業時間短縮への補償 の拡充」の順に回答割合が多く、設問7の国・ 県や金融機関等への要望に対する自由意見で は、既に実施された持続化給付金のような「追 加の給付金事業」や「各種税の減免措置」「情 報の迅速な発信・提供」、資金繰りのための 「金融機関からの借入の容易化」が多く挙げら れ、特に、飲食店を中心とした給付金に対して は、不公平と感じており、「飲食店以外の業者 に対する助成金」や「事業規模に応じた補償」 が挙げられております。また、「プレミアム付 商品券事業」については、再度実施を期待する 声も多く寄せられております。中には、少数で ありますが、「もう限界です」とか「打つ手な し」の声もあります。

以上の調査結果を受け、商工会議所連合会・ 商工会連合会・中小企業団体中央会から、知事 及び議会議長宛てに「経営支援に関する緊急要 望」がなされました。県当局に関しては3件、 「給付金等制度の拡充」「金融対策の拡充」及 び「消費喚起・需要喚起策の継続・拡充」であ ります。

そこで、商工観光労働部長にお尋ねいたしま

す。この緊急要望を受け、県内事業者に対する 支援にどのように取り組んでいくのか、お考え をお聞かせください。

○商工観光労働部長(松浦直康君) 新型コロナの影響が長期化する中、特に第3波の発生によりまして、飲食業だけでなく多くの事業者が大変厳しい経営状況に置かれていると考えております。このため、1月補正では、県独自の取組として、飲食関連事業者等に対する支援事業を予算化したところでありまして、国に対しましては、引き続き地域の実情とともに支援の必要性を訴えてまいります。

また、経済の再始動に向けましては、当初予算に加え、繰越予算も活用し、消費喚起や観光キャンペーン、事業者の販路開拓や生産性向上を後押しする取組など、様々な対策を講じることとしております。

このほか、事業者の経営改善が課題となって おりますので、先般、「中小企業支援ネット ワーク」を再構築したところであり、企業の実 情に応じ、事業継続のための融資や返済猶予の 調整等にも取り組むこととしております。

こうした取組を、国や市町村、関係団体と連携して進め、事業継続や雇用の維持など、事業 者支援に努めてまいります。

○蓬原正三議員 このアンケートをつぶさに見てみましたけど、中には非常にうれしい結果もありまして、95%の事業者の方々が――これはこの商工会連合会と商工会議所連合会の行ったアンケートに答えられた方ですが――今後も事業継続を考えており、廃業を挙げる事業者が意外と少ないという結果が出ているということでありまして、何とかして事業を継続したいんだ、そういう方が95%あります。これは全く予想外でありまして、大変ありがたいことであっ

て、喜ぶべきことである、そして特筆すべきこ とだというふうに感じました。

何としても、この宮崎県人の心意気というか、この事業者の皆さん方の心意気に、ぜひ、 我々も応えなければいけないし、応えていただきますようにお願い申し上げます。

最後に、支援の見える化についてお尋ねいた します。

先月来、工業技術センターと食品開発センター、産業振興機構と企業成長促進プラットフォーム事務局、商工会議所から事業引継ぎ支援センターと事業承継ネットワーク、そして商工会連合会、中小企業団体中央会を訪問し、同じ場所にありましたので、発明協会や溶接協会も訪問してまいりました。

訪問の理由は、中小企業支援の実態調査だったのでありますが、組織が各所多岐にわたる上に、補助金等が県から、あるいは空飛ぶ補助金と呼ばれる「ものづくり補助金」のように、国から県を通さず直接、団体等に交付される補助金があるため、どうも支援の状況がよく見えなかったのであります。事業者の皆さんはなおさらのことだろうと思った次第です。支援体制や支援事業の見える化を図るべきではないかと思います。

農政水産部や福祉保健部においても同じようなことが言えるんじゃないかと思いますが、今回は中小企業支援をテーマとしておりますので、商工観光労働部長にお願いします。

国や県などが実施する支援策などを、事業者、議会も含めて、できるだけ分かりやすく伝えることが重要だと考えますが、どのように取り組んでいくのか、御見解をお聞かせください

〇商工観光労働部長(松浦直康君) 県では、

国や県が実施しております様々な支援策を、 ニーズに応じて事業者に活用していただくため に、「宮崎県中小企業支援ポータルサイト」と いうものを設置しておりまして、その支援内容 や相談窓口を取りまとめて、ワンストップで情 報を得られる仕組みづくりを図っているところ でありますが、なかなか認知度が上がらないと いうところがございます。

こうした中、今般のコロナ禍では、幅広い業種に影響が及んでおりますことから、国や県をはじめ様々な機関におきまして、多岐にわたった事業者向けの支援策が講じられております。

このため、こうした施策の情報を事業者の元にいち早く届けられますように、まずは、この中小企業支援ポータルサイトのさらなる周知、そして運用の改善を図りまして、関係機関とも連携しながら、的確で分かりやすい情報提供に努めてまいります。

○蓬原正三議員 途中で分かりましたが、農政水産部では、農業・水産業関連の情報を集約したサイト「宮崎県農業・水産業ナビ〜ひなたM A F i N」を新たに開設されるとお聞きしました。今回は聞きません。本当は聞けばよかったんですけど。

ただ、県庁のホームページに事業者向け等の それぞれのサイトがあっても、どこを見ればい いのか、非常に分かりづらいのではないかと思 います。我々もそうなんですから、事業者の方 はなおさらだと思います。

全体の入り口を一本化して、そこからそれぞれのサイトに導いていくような形にすれば、利便性が高まるというふうに感じた次第です。

もう質問には入れません。県民から見たら、 県庁は一つなんですから。ぜひ、1つの窓口か らずっと展開していけるシステムを、縦割りは 内部だけにしていただいて、外向けには一本化 していただきたいと思います。

最後は、環境問題についてであります。

菅総理は、昨年10月臨時国会の所信表明演説で、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と表明、11月には衆参両院で「気候非常事態宣言」が決議されました。

一方、国外では、EUは昨年12月、2050年にはEU全体として、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標を立て、中国も習近平国家主席が2060年までに実質ゼロにするよう努力すると表明、アメリカのバイデン大統領も、2050年までに実質ゼロにすることを目指すとし、パリ協定に復帰することを表明しました。国連のグテーレス事務総長も、菅総理大臣の表明演説を受け、「とても勇気づけられる。極めて前向きな進展であり、菅総理大臣の指導力に感謝したい」として歓迎し、日本は資金と技術力を持っており、発展途上国への援助などで日本が世界をリードすることに期待を示したとの報道であります。

ようやく、世界中が本格的な脱炭素社会実現へと動き始めました。

国内においても、経団連や経済同友会がプロジェクトを立ち上げるなど、取組や議論が活発になっているとのことであります。このまま、何も温室効果ガスの排出削減策を講じなかった場合、IPCCの第5次評価報告書によると、世界の平均気温は、21世紀末には20世紀末と比較して2.6~4.8度上昇、宮崎県の平均気温は約4度上昇すると予測されております。危機的状況と言わざるを得ません。温暖化対策は喫緊の課題であります。

そこでまず、今回本会議に上程されております、議案第42号「宮崎県環境計画の変更につい

て」、お尋ねいたします。

前回、平成28年の計画改定から5年が経過しました。今回新たな環境基本計画を策定する意義とその効果、2050年温室効果ガス実質ゼロ実現に向けた取組について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 環境基本計画 は、本県の環境の保全に関する施策の総合的か つ計画的な推進を図るためのもので、県民、事 業者、行政等の取組の指針となるものでありま す。

新たな計画では、議員御指摘の気候変動のほか、廃プラスチックや食品ロスなど、多様化した環境問題に対応しまして、脱炭素社会や循環型社会、自然共生社会に向けた取組を進めることとしており、本県の恵まれた環境と自然豊かな郷土を将来の世代も享受できる、持続可能な社会の構築に資するものと考えております。

また、温室効果ガス実質ゼロに向けましては、計画の重点プロジェクトとして、「2050年ゼロカーボン社会づくり」を掲げ、「省エネルギー・省資源の推進」「再生可能エネルギーの導入拡大」「森林吸収量の維持」「環境保全を支える人材づくり」の4つを柱に、国の動き等にも的確に対応しながら、積極的に施策を展開することといたしております。

〇蓬原正三議員 具体的な脱炭素の方策についてお伺いします。

本計画の33ページでは、「産業・業務部門に おける排出削減対策の推進」の項で、「自らも 大規模な事業者である県庁においては、「宮崎 県庁地球温暖化対策実行計画」及び「宮崎県グ リーン購入基本方針」に基づき、公用車に電気 自動車などの環境性能に優れている次世代自動 車の導入を図る」と述べてあります。 加えて、「各主体に求められる役割」として、市町村や県民・団体にもガソリン車から電気自動車など次世代自動車への買い換えを図るとも明記してあります。

家庭からの二酸化炭素排出量は、用途別では 自動車が26%、約4分の1、燃料別でもガソリ ンが24.3%、約4分の1を占めております。

菅首相は、先月の通常国会での施政方針演説で、「2035年までに新車販売で電動車100%を実現する」と表明。また、アメリカのバイデン大統領は、「政府の公用車65万台を2030年までに電気自動車に置き換える方針」とのことであります。中国においても、「2035年までに新車販売に占める電気自動車などの比率を50%以上に高め、残りはハイブリッドとし、同年には全てを環境対応車にする」との指針を公表しております。

すなわち、15年後には従来のガソリン車は、 ほぼ新車では消えるということになります。環 境省と経済産業省は、EVの普及を促すため、 購入時の補助金を破格の最大80万円にまで引き 上げるとの政策を打ち出しました。まずは、 「隗より始めよ」と言います。公用車等の電気 自動車へのシフトを開始すべきときと考えま す。

環境基本計画における、公用車の電気自動車 転換への取組について、環境森林部長、御見解 をお聞かせください。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 環境森林部では、毎年度当初に、全所属に対しまして「環境物品等の調達方針」を発出し、公用車の購入に当たっては、電気自動車やハイブリッド車、国の排ガス・燃費基準を満たすガソリン自動車などとするよう求めているところであります。

知事部局等では、956台の公用車を所有してお

りますが、御質問にありました電気自動車は、 航続距離が短いことや導入費用が高額であるこ と、そして充電設備の設置が必要であることな どの課題がありますことから、導入されていな いところであります。

公用車の電気自動車への転換は、ゼロカーボン社会の実現に有効でありますので、今回改正されました国のグリーン購入基本方針を踏まえて、県の調達方針の内容の見直しを検討しますとともに、引き続き関係部局に働きかけてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 15年後には、ガソリン車と電動車の立場が逆転してまいります。ガソリンスタンドも減少していくでしょう。ガソリン車の利便性が薄れることも考えられます。

また、先日、日髙利夫議員の地元であります 国富町役場庁舎に太陽光発電、電気自動車及び 蓄電池を導入し、エネルギーコストや環境負荷 の低減に取り組む実証実験を行うとの報道もご ざいました。

県庁でも、知事部局等で約1,000台、公用車があるそうでありますが、この更新について、長期的な計画に基づき更新していくべきではないかと考えます。じゃないと、そのうちガソリン車だけがいっぱいあって、充電スタンドはできたがガソリンスタンドは減って、なかなか用に供さない、今と逆の立場が生まれることになるんじゃないかと思われますので、前向きに御検討いただければと思います。

水素エネルギーについて伺います。

これは、二見議員が大変詳しいところですが、今回は私が行います。

「みやざき水素スマートコミュニティ構想」 が策定されて、3年が経過しようとしておりま す。年間の水素製造可能量の推計では、県内に は膨大な賦存量があり、多量の水素を製造できる可能性があるとのことであり、また、取組の展開として、水素の製造に関する研究等を進める県内大学等の実証実験事業等の促進を通じて、再生可能エネルギー等からの水素製造技術の実用化に向けた研究・実証を行うこととして、宮崎大学と続けてこられたと聞いております。

私も先週、現地を訪問してまいりました。水素に関する研究開発など、みやざき水素スマートコミュニティ構想の進捗状況と今後の展望について、総合政策部長、お聞かせください。

○総合政策部長(渡邊浩司君) みやざき水素 スマートコミュニティ構想では、再生可能エネ ルギーを最大限利用する水素社会の実現を目指 して、県民の水素に対する理解の促進や、ガス から水素を取り出す家庭用燃料電池の普及支援 のほか、本県の豊かな資源を生かした取組とし まして、宮崎大学における太陽光を活用した水 素製造等の研究を支援しているところでありま す。

その結果、宮崎大学では、実用化には今しば らく時間を要するものと思われますが、より省 電力化された電解装置の開発や、水素を用いた 効率的なバイオマス発電モデルの確立など、一 定の成果が見られているところであります。

水素エネルギーの本格的な普及には、多くの 課題がありますが、引き続き、大学や産業界と の連携を図りながら、水素をつくる、ためる、 使うの各段階におきまして、将来を見据えた取 組を進めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 いろいろ問題はありますが、 昨年の2月末、福島県の浪江町には、再生可能 エネルギーを利用した水素製造施設「福島水素 エネルギー研究フィールド」が完成して、稼働 を開始しているそうです。かなりの大きさの発 電所と聞いております。

水素エネルギーの本格的な普及を見据えて、 本県でも取組を急がないと、あまり時間は残さ れていないというふうに感じますので、よろし くお願いいたします。当時の担当の課長さん も、ここに2人いらっしゃるようでありますの で、よろしくお願いします。

エネルギーを所管する組織の設置について伺います。

脱炭素社会を実現するためには、二酸化炭素を排出しないクリーンな再生可能エネルギーや蓄電池、燃料電池、電気自動車などの多様な電源や発電所を必要とします。加えて数年後には、究極のクリーンエネルギーと称され、次世代エネルギーとして期待の大きい水素が、エネルギーの構成比に大きな比重を占めてくることは間違いないと考えます。

エネルギーは、産業活動や生活を営む上で基本をなすものであり、エネルギー政策は今後、 県政の主要な政策の柱の一つになると、私は思います。

現在のところ、水素と再生エネルギーは所管 課が別となっており、統一性がありません。こ の際、エネルギー政策を所管する部署を1つに して、エネルギー政策を検討する組織を新設し てはどうかと思うものであります。

また、組織の要は人であります。2050年温室 効果ガスゼロを達成するためには、中途採用も 含め、優秀な技術系職員が必要ではないかと思 います。

脱炭素社会を見据え、体制強化を提案するものでありますが、郡司副知事の御見解をお聞かせください。

○副知事(郡司行敏君) 本県におけるエネル

ギー政策につきましては、環境基本計画や再生 可能エネルギー等導入推進計画等に基づき、再 生可能エネルギー等の導入推進や、県内企業の エネルギー産業への参入促進、関連技術の開発 支援等に、関係部局で連携して取り組んでいる ところであります。

今般、国において、「グリーン成長戦略」が 策定され、脱炭素化を、コストではなく成長の 機会と捉える姿勢が鮮明になる中、本県として も、環境保全を図る観点だけではなく、産業振 興の側面にも、より重きを置きながら、太陽光 や小水力、バイオマスなど、本県の恵まれた資 源を生かした総合的なエネルギー政策にしっか り取り組んでいく必要があります。

御提案のありました、新たな組織の設置や技術系職員の配置につきましては、今後に向けた大変重要な課題を御指摘いただいたものと受け止めております。引き続き、部局間の緊密な連携を図るとともに、担当業務の整理など体制強化の在り方についても検討してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 以上で私の質問は終わりました。

最後に――私が最後でありますので――コロナに感染されお亡くなりになりました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、療養中、苦しんでおられることと思います、その方々の早期の回復をお祈り申し上げます。

また、今年退職される全ての職員の皆様方の 次なるステージでの御活躍に期待して、私の質 問を終わります。ありがとうございました。 (拍手)

〇丸山裕次郎議長 以上で一般質問は終わりました。

〇丸山裕次郎議長 次に、今回提案されました 議案第1号から第88号まで及び報告第1号の各 号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第46号から第60号まで採決

〇丸山裕次郎議長 まず、海区漁業調整委員会 委員の任命の同意についての議案第46号から 第60号までの各号議案について、お諮りいたし ます。

各号議案については、会議規則第39条第3項 の規定により、委員会の付託を省略して直ちに 審議することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そ のように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第46号から第60号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。 よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第45号まで、第61号から 第88号まで及び報告第1号並びに請願委 員会付託

○丸山裕次郎議長 次に、議案第1号から第45号まで、第61号から第88号まで及び報告第1号の各号議案並びに新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日4日から7日までは、常任委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、8日午前10時から、令和2年 度補正予算関係議案についての常任委員長の審 査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時52分散会

